
第9回 大山町議会定例会会議録（第4日）

平成25年12月20日（金曜日）

議事日程

平成25年12月20日（金曜日）午前9時30分開議

1 開議宣告

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第123号 | 大山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第124号 | 大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第125号 | 大山町伝統的建造物群保存地区における大山町税条例の特例を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第126号 | 大山町子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第127号 | 大山町災害対策本部条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第128号 | 大山町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第129号 | 地方税における延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第130号 | 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第131号 | 大山町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第134号 | 平成25年度大山町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第 11 | 議案第135号 | 平成25年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 12 | 議案第136号 | 平成25年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第 13 | 議案第137号 | 平成25年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 14 | 議案第138号 | 平成25年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第 15 | 議案第139号 | 平成25年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 16 | 議案第140号 | 平成25年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 17 | 議案第141号 | 平成25年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 18 | 議案第142号 | 平成25年度大山町索道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 19 | 議案第143号 | 平成25年度大山町水道事業会計補正予算（第2号） |

- 日程第 20 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 21 行政視察調査の報告について
- 日程第 22 請願第 2 号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する請願
- 日程第 23 陳情第 9 号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書
- 日程第 24 発議案第 8 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 日程第 25 発議案第 9 号 特定秘密保護法の施行中止を求める意見書の提出について
- 日程第 26 議会基本条例調査特別委員会の中間報告について
- 日程第 27 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 11 号）
- 日程第 28 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 29 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 30 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 31 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 32 閉会中の継続調査について（議会基本条例調査特別委員会 所管事務調査）
- 日程第 33 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

出席議員（16 名）

1 番 加 藤 紀 之	2 番 大 原 広 巳
3 番 大 杖 正 彦	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 圓 岡 伸 夫	6 番 米 本 隆 記
7 番 大 森 正 治	8 番 杉 谷 洋 一
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岩 井 美 保 子	14 番 岡 田 聡
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 野 口 俊 明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小 谷 正 寿 書記 ……………中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森 田 増 範 教育長 ……………山 根 浩

副町長	……………小西正記		
教育次長兼学校教育課長	……………	齋藤匠	
総務課長	……………酒嶋宏	社会教育課長	……………手島千津夫
中山支所総合窓口課長	杉本美鈴	幼児教育課長	……………林原幸雄
大山支所総合窓口課長	門脇英之	企画情報課長	……………戸野隆弘
税務課長	……………野間一成	建設課長	……………野坂友晴
農林水産課長兼農業委員会事務局長	……………	山下一郎	
水道課長	……………白石貴和	福祉介護課長	……………持田隆昌
観光商工課長	……………福留弘明	保健課長	……………後藤英紀
観光商工課参事	……………齋藤淳	人権推進課長	……………松田博明
地籍調査課長	……………種田順治	住民生活課長	……………森田典子
代表監査委員	……………後藤洋次郎		

午前9時30分 開会

開議宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

11月に開催いたしました議員と語る会におきまして、町民の皆様から多数のご意見・ご要望をいただきました。議会で取りまとめたものを先ほど、森田町長にお渡しいたしました。

町長の回答は、次回発行の議会だよりに掲載する予定でありますので、ご覧いただきますようにお知らせいたします。

12月定例会もいよいよ最終日となりました。本日は、議案の質疑・討論・採決を行ないます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第123号

○議長（野口 俊明君） 日程第1、議案第123号 大山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議員（9番 野口 昌作君） 9番。

- 議長(野口 俊明君) 9番、野口 昌作君。
- 議員(9番 野口 昌作君) 現在、町職員をいろいろと雇用されておるわけですが、その中にこれに該当されるような形で雇っておられる人がいますかどうかということをお尋ねいたします。
- 町長(森田 増範君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 森田町長。
- 町長(森田 増範君) 担当より答えさせていただきます。
- 総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。
- 議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。
- 総務課長(酒嶋 宏君) 今回条例を制定するという事を出しておりますので、現在、該当するものはおりません。
- 議員(9番 野口 昌作君) いないということですか。
- 総務課長(酒嶋 宏君) はい。
- 議長(野口 俊明君) 手を上げて言ってください。
- 議員(9番 野口 昌作君) はい、分かりました。
- 議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
- これから議案第123号を採決します。
- お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 〔賛成者起立〕
- 議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第124号

- 議長(野口 俊明君) 日程第2、議案第124号 大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の制定についてを議題とします。
- これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。
- 議長(野口 俊明君) 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 担当常任委員会ですけども、改めて条文読んでみましてちょっと確認しておきたいと思ひまして質問させていただきます。

目的、第1条の目的の部分ですけども、まず対象者というのは、町税等滞納し、かつ、納税について誠実さを欠く者、これに対して目的というのが次あると思うんですが、滞納を防止し納税を促進するために制限措置を講じるという、これも一つの目的ととらえていいのか。

それからもう一つ、さらに納税の公平性の確保及び町税等の徴収に対する町民の信頼を確保すること、というふうに2つの目的があるというふうに私は解釈したんですが、それでいいでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 大森議員さん、お見込みのとおりでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 2、3確認したいと思ひます。短期間の滞納も対象か。それから収納率を上げるための、いわば制裁を与えるための条例でございますが、効果をどう考えますか。逆効果はないのか。

それから納税誓約書の承認の条件はどのようなものか。分納も可能でございますか。

それから別表の23、24など罪のない子どもに対しての制裁はどうかと思ひますが、行き過ぎではないかと思ひますがどうお考えでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より、答えさせていただきます。

○税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長（野間 一成君） お答えします。1番目の質問はちょっと聞き取れなかったのですが後でお願いしますが、2つ目、収納率は結果として上がればそれでいいというふうに思っております。分納の制約は、払っていただけるように分納をしていた

だくということ考えております。

別表の 23、24 の関係でございますが、対象はそういう方、子どもさんということもございまして、生計を一つにする方の条件でみております。以上でございます。

○議長(野口 俊明君) 14 番議員さん、最初の点につきまして、ゆっくりと分かるように大きな声でよろしくお願いします。

○議員(14 番 岡田 聰君) 短期間の滞納も対象かどうか。

○税務課長(野間 一成君) 議長、税務課長。

○議長(野口 俊明君) 野間税務課長。

○税務課長(野間 一成君) 本条例の第 3 条をみていただきますと、滞納者の定義がしてございます。その中には、その納期限までに納税しないものをいうということでございますから、納期を遅れられたら対象者でございます。

○議長(野口 俊明君) いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員(6 番 米本 隆記君) 議長、6 番。

○議長(野口 俊明君) 6 番 米本 隆記君。

○議員(6 番 米本 隆記君) 2 点お尋ねします。

まずこの条例についての制定する背景を再度説明をいただきということと、第 4 条に、この徴収滞納処分につきましていろいろ書いてあるんですが、最終的には、厳粛に執行せないけんということであら差し押さえ等やらないけんということが書いてあるんですが、この条例ができることによってその効果的などころがどういったところにあるのか、この 2 点についてお尋ねしたい。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 担当より答えさせていただきます。

○税務課長(野間 一成君) 議長、税務課長。

○議長(野口 俊明君) 野間税務課長。

○税務課長(野間 一成君) お答えいたします。

一番目の背景でございますが、町長の提案の理由に書いてございますように交付税の合併算定替えが終了することから、安定的な行政サービスを持続させていくなかで自主財源の確保は喫緊の課題であるということが一点でございますし、もう一点は、平成 24 年度決算において、監査委員さんや議会のほうからこれまで以上の実行ある滞納対策を検討することということのご指摘を頂戴しております。これを踏まえまして、この滞納の問題に対する本町の姿勢を示すということが背

景でございます。

2点目の条例4条の関係でございますけども、これは精神みたいなことで従来どおり法に定められた手続を粛々としていくということでございます。

○議員（6番 米本 隆記君） 了解。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） この条例、提案されておりますが、西部町村とか、県とか、国の流れなんかこういうことがどんどん条例制定されているかということをお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 近隣でございますが、県内では条例制定しているところは無いと承知しております。

それから全国的に言いますと、北海道がたくさん条例制定をしておられまして、議会の皆さんが視察をされました栗山町、ここも制定をしておりますし、有名所でいきますと、まちづくりで有名な海士町さんも条例を制定をされております。

以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） まず、討論があるということでもありますので、まず原案に反対者の発言を許します。ありますか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 私は、この町税等の滞納の対する行政サービス等の制限措置に関する条例、この制定には反対する立場で討論をします。

この条例の対象者は、町税等を滞納し、かつ、納税について誠実さを欠く者、

いわゆる悪質滞納者だということでもあります。

そして条例の目的は、先ほども質問で確認をしたとおりなんですけども、2点あると解釈しました。1点目の目的が、悪質納税者に対して滞納を防止し、納税を促進するために、制限措置を講じることだということ。それから2点目の目的、それによって納税の公平性の確保及び徴収に対する町民の信頼を確保することというふうであります。

しかし、私の先の一般質問に対する答弁でございますが、ここでは行政サービスを制限することを目的としているわけでないということを繰り返し言われました。これでは条文の解釈が食い違い、責任ある条例だと言えないのではないかというふうに思います。

またこの条例の主目的は、こうだというふうにおっしゃっております。この条例を通じて住民の皆さんに町税等の完納を呼び掛け、町をあげて滞納を防止していくことだというふうにも答弁されました。

確かに趣旨は私もそうかもしれないというふうに思いましたが、目的の条文にそのようには書かれていないわけです。目的がはっきりしないこのような不明解な条例、提案に値しないじゃないかというふうに私は考えます。

条例の趣旨が住民の皆さんに町税等の完納を呼び掛け、町をあげて滞納を防止していくことにあるならば、行政サービスを制限するという懲罰的な条例を作るのではなくて、納税者が納得して納税できるような別な方法を考えるべきではないかというふうに強く思います。

以上が一つ目の反対理由です。

二つ目の反対理由は、そもそも滞納対策と行政サービスを関連づけるのではなく、これらは別問題として考えるべきだと思います。行政サービスを制限する条例によって滞納の抑止効果を狙うというよりも、滞納者の生活実態を見極めながら徴収業務を徹底することが重要ではないかというふうに思います。また、行政サービスを制限するのではなく、むしろ逆にですよ、滞納者にも行政サービスを提供することによって納税を促す、そのことのほうが私は効果があるというふうに考えます。

その点で現在、要項や規則などで行政サービスを制限している9項目の事業があると思いますが、これらは見直すべきだというふうに思います。つまり行政サービスの制限をなくすか、せめて、せめてです。悪質滞納者に限定した制限にとどめるべきだというふうに考えます。

三つ目の反対理由ですが、条例の別表にある制限を受ける行政サービス項目に

疑問があるということです。先ほども岡田議員のほうから質問がありましたけども、私、基本的には制限はすべて必要ないというふうに考えていますが、特に私が問題視するのは、先ほどもあったような、放課後児童クラブに関すること、スポーツ大会等の派遣費の助成に関すること、この 2 つであります。いずれも子どもに関わること、それから広い意味で子どもの教育にも関わる項目であります。これは憲法の教育を受ける権利や、教育基本法の教育の機会均等からみて大いに疑問があります。

四つ目の反対理由は、私はひいき目にも自慢できる内容ではないというふうにこの条例を思いますが、この条例を今急いでしかも全県に先駆けて、制定する必要はないというふうに強く思います。この条例へのパブリックコメントは反対意見ばかりでした。パブリックコメントがあることさえも御存じなかった町民が多かったことと推察されます。

今、性急に決めなくても、もっと議論した上で、結論を出してもいいのではないのでしょうか。先日、実施した議員討論会のテーマに滞納対策とこの行政サービス制限について議論したらどうかという意見も出されたほどです。もう皆さんご存じのとおりです。こういう問題は議会でも、住民の間でもしっかり議論をして、それなりの熟議を尽くしたうえで、やっぱり必要だと判断されれば、再提案されてもいいと思います。

そうすれば、こういうふうに議論をしっかりやっていけば、子どもたちを含む、課長は子どもの納税についての作文を紹介されましたけども、そういう意味で子どもたちを含む町民みんなが税金や滞納問題について考えるいい機会にもなるのではないかというふうに思います。

ですから皆さん、この条例は今回一たん否決しようではありませんか。以上、反対討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長、15 番。

○議長（野口 俊明君） 15 番 西山 富三郎君。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議案第 124 号に賛成の立場で討論をいたします。

条例は憲法 94 条により付与された自治立法権に基づいて、自治体はその権能に属する事務について制定する自主立法であります。

また地方自治法 14 条 2 項は、普通地方公共団体は義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないと規定しています。その趣旨は、国民の権利義務を創設するものの制定には、

法律の個別の委任を必要とするということでもあります。

このように条例すべき事柄を必要的条例制定事項と呼んでいます。本条例は町民の権利義務の規律、規範となるものであります。

大森議員ご指摘の点は、運用においてクリアできると思います。我々の規範は法であります。住民自治にとっても、規律規範は、非常に大事なことであると思っ
て賛成討論をいたします。

皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。

○議員（10番 近藤 大介君） 10番 反対討論。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 本案に反対の討論をいたします。

私は、本質的にはこの納税について誠実さを欠く納税者に対して、税の公平な負担という意味では、本来こうした条例は必要かというふうにも思います。ただ、岡田議員から指摘があり、大森議員も反対の理由の一つ上げておられましたが、制限されるサービスの内容を示した第2条の関係の別表でございますが、大森議員も言われるように制限されるサービスの内容として、放課後児童クラブに関すること、それからスポーツ大会等の派遣費の助成に関することがあげられています。

執行部の説明では、生計を一にしているから子どもに行政サービスの制限があるのはやむを得ないということでしたが、納税について誠実さを欠く大人のために子どもが不利益を被るということが果たして許されていいものでしょうか。特に、大森議員は指摘されませんでしたけれども、9番、チャイルドシートの購入費の補助も制限がされます。さまざまな事情において納税が困難な方もあろうかと思えますし、その中には納税に対して不誠実な親御さんもあるかもしれない。だからといって、子どもの生命がおびやかされるというようなことを我々は許してはいけないのではないのでしょうか。

本来であれば、こういった点を削除する形で、修正案を出すべきだったと思いますが、準備ができず、修正案を出さなかったことを私は町民の皆さまにお詫びしなければならぬと思えますが、だからといって本条例をこのまま可決していいことにはならないと思えます。

よって本条例は制定されるべきではないということで、反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

滞納者に行政サービスを提供することで防ぐべきというような話がありましたけれども、だとしたらですね、払わない、払わんでもおなじことが受けれる、何もデメリットがないという住民さんが増えるのではないのでしょうか。これを議会、議員として認めるような、反対っていうのは認めるような形になるのではないかというのがまず1点。

それからですね、子どもに対して生命が脅かされるような制限が含まれているという発言もありましたけれども、例えばですね、これで子どもの生命が脅かされるというようなことはあるんだろうかなというふうに私は感じます。先般の9月定例会のほうでも議会として、もっと徴収をしっかりとやるべきだというお話をしたばかりですので、ここは大局的に考えて納税の大切さというものを考える意味でも賛成していただきたいと思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。あっ、原案に反対者の討論をお願いします。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 反対です。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の制定に反対します。

理由の一つとして、この条例の対象は大山町の滞納総額5億9,000万円のうち、2億3,000万円しか対象にならないことです。しないよりましかもしれませんが、住宅資金などの滞納は、対象外だということです。これをするによってますます住宅新築資金などの回収が難しくなる可能性があります。

2点目に、これまでの総務委員会での審議を通じても、払わない人なのか払えない人なのか、その区分けができていないことです。払わない人には、強制力が必要ですが、払えない人には、無い袖は振れないのですから、それなりの制度の紹介をして解決をする必要があると思います。

3点目に、別表の23、24には問題があると思います。23は、放課後児童クラブに関すること、24はスポーツ大会等の派遣費の助成に関することです。親の滞納

は、親の問題であり、子どもには関係ないと思います。これが実際に行われれば、子どもはどんなに傷つくでしょうか。

これが原因でいじめや不登校、または非行に走るかもしれません。以上取りあえず3点の指摘をして、反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。

○議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 私は賛成の立場で討論参加させていただきます。

そもそもこの議案第124号につきましては、9月定例会におきまして、先ほど私も聞きましたが、監査委員さんの指摘、また議会の指摘によって滞納対策をどのように充実させるかということから出てきた議案だというふうに思っております。

9月議会のほうでまとめた意見書の中にですね、この滞納対策につきまして、今反対と言われました方々の意見というのはなかったように私は記憶しております。

そもそもこの法案の中の目的のなかで、町税等を滞納し、且つ納税について誠実さを欠く、つまり滞納もある、そしてそれに対して誠意がない。先ほど圓岡議員が払いたくても払えないのか、払わないのかと言われてますけども、この議案の目的は、払わない方についての制裁措置を講じるというものでございます。

ですから私はこの議案につきましては賛成をしたいと思います。どうか見識のある議員の皆さん、この議案につきましては、町税の納税に対する公平さを改めて認識していただく最善の条例だというふうに私は思っています。どうか皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第124号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第125号

○議長（野口 俊明君） 日程第3、議案第125号 大山町伝統的建造物群保存地区における大山町税条例の特例を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。

○議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 1点お聞きしたいと思います。

2条ですけれども、税額の5分の1を減額するというふうになっておりますが、この5分の1という根拠的なところはこういったところから決められたのかお尋ねしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より、教育委員会のほうから申し上げます。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 手島社会教育課長。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 議員ご指摘の5分の1という数字でございますけれども、既に全国で104の先進の重要伝統的建造物群保存地区がございます。そのなかで、この固定資産税等の減額に相当する減額のものは、もちろん全額というところもありますけれども、2分の1、そして一番多いところが5分の1だったという現状がございます。

やはり対象のものをどういうふうな形のとらえ方をするかという考えをした時に、特にこの所子というところは、そういう農地というものを大事にせんといけんということがあったものですから、全体的に広げるということも考えて5分の1という数字をさせていただきました。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第125号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第126号

○議長（野口 俊明君） 日程第4、議案第126号 大山町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 第3条にその他町長が必要と認めるものとありますが、この中に公募委員は含まれるのか、そして含まれるのであれば、何人ぐらい予定されるのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） お答えいたします。公募委員は予定しておりません。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 県内でもすでにこの子ども・子育て会議というものを設置されたところでは、まあすべてではないのかもしれませんが、公募委員を入れておられます。

今、公募委員を入れないというふうに言われましたけれども、その公募委員を入れられないという理由をお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） この子育て支援事業計画を作るにあたりまして、住民からのニーズ調査のほうを予定しております。そのニーズ調査の結果をもとにいろいろ事業計画を考えていくところもありますけれども、まだ国のほうの制度が明確に示されておりません。制度の内容については、非常に複雑な制度になるかと思っております。

まず一つは、そのニーズ調査を尊重するという事で、住民のご意見をいただくということにしたいというふうに考えているところです。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第126号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 127 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 5、議案第 127 号 大山町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） そもそも新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の公布日と施行日は何日なのか、もし分かればお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。

○保健課長（後藤 英紀君） 議長、保健課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健課長。

○保健課長（後藤 英紀君） お答えいたします。法の施行日は平成 25 年 4 月でございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 知っていて聞いて非常に申し訳ないなと思いますけれども、平成24年5月11日に公布され、25年の4月13日施行されています。

インターネットで検索しますと、京都市が平成25年4月13日に制定。江別市は3月28日に制定、海老名市に至っては平成24年12月4日に制定されているようですけれども、議会提出が今になった理由をお聞きしたいのと大山町での公布予定日はいつになるのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 担当から答えさせていただきますが、施行は交付の日からというところにしておるところであります。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 既に対策本部の設置条例が交付された自治体があるではないかということですが、市町村行動計画の作成というものが求められておりました、この作成をもって当初ですね、対策本部間の設置条例を作ろうというような話をしておりましたけれども、この行動計画がなかなかできませんので、取りあえず市町村対策本部の設置の条例のほうを制定しようという形で今回上程させていただいているところです。

具体的な行動につきましては、この市町村行動計画の作成をもって動くことになるとは思いますけれども、まだ県のほうの計画もできておりませんので、それを待ちまして今後作成するということになるというふうに考えております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第127号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第128号

○議長（野口 俊明君） 日程第6、議案第128号 大山町税条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） この条例改正のなかでですね、8ページとか、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14、15ページという、16ページもありますか、削除になるような形でないかと思えますけれども、古い条例が改正になって削除になるでないかと思えますけれども、これはですね、これだけ大きな変更ということに關するところのその背景的なものはどういうことがあるのかということをお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 税条例の附則の19条の3、4、20条あたりの関係かと思えますけれども、今回の税条例につきましては、金融所得課税というものが、大きく改正をされる、29年の1月1日から施行されるということにつきましては改正でございます。

で、合わせまして単にこの課税の標準の計算の細目等を定める規定については、法律並びに施行令規則等に対応し、条例で制定しておいたものは、今後しないようにするというふうなこともございました関係で整理したものでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第128号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第128号は、原案のとおり可決されました。

----- . -----

日程第 7 議案第 129 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 7、議案第 129 号 地方税における延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） これについても、1%の云々というようなことがございますけれども、これの背景はどういうことから出ているかということをお伺いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○税務課長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 今回のこの延滞金の率の見直しでございますけれども、税条例につきましては、3月に専決いたしましたものをこの春の臨時会で提案して承認をいただいております。

で、これに伴いまして、合わせて関係する料金等の延滞金についても合わせて改正をしようというものでございまして、この金利の低迷がございます関係で当初は、14.6%とか 7.3%の利率でございましたが、平成 11 年に 1 回見直しをされておりまして、それでもまだ現行のその金利のその状況から見ると高いということで今回低くするという改正をするものでございます。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 129 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 129 号は原案のとおり

可決されました。

日程第 8 議案第 130 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 8、議案第 130 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 130 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 130 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 131 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 9、議案第 131 号 大山町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 131 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 131 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 134 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 10、議案第 134 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 1 点だけ質問させていただきます。説明資料の 26 ページ、教育振興費の中の扶助費、就学援助費、その医療費分と両方ありますが、この増額の理由をお示しくください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 補正予算でございますが、これからの補正予算の質問につきまして、担当よりそれぞれ述べさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） この就学援助費の扶助費につきましては、準用保護等の認定が年度途中で増えたことによりまして、医療費分等が不足になったということでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） はい、10 番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 教育費の関係でございますが、来年度名和中学校の大規模改修を行うということで、今年度設計費が 867 万円計上されています。予算書でいうと 26 ページになります。

そこでいくつかお尋ねしたいと思いますが、まず 1 点目、設計の費用 867 万円ですが、改修工事全体の事業費を今現在どの程度見込んでいるのか。

2 点目、少子化が進む中で名和中学校も数年先には、1 学年一クラスしかない学年が出てくることが予測されます。1 学年 1 クラスしかないということの問題点、課題についてどのように把握整理しておられるのか、これが 2 点目でございます。

3 点目、今申しましたように少子化がどんどん進んでおるわけでした、昨年度の出生数は、80 人ほどだったと思います。団塊の世代と言われる方々のお子さん方、と言われる団塊ジュニアが出産を終えられる年代になって、これから先少子化が一層進んでいくことが予測されております。

そういうなかで平成 20 年、1 月に教育委員会では、専門家に依頼して大山町教育審議会にこれからの中学校のあり方について諮問しております。その時の教育審議会の答申では、少子化を踏まえてしかるべき時期に中学校の今ある 3 中学校を 1 校にすることが望ましいという答申をした経緯があります。

そういったことを踏まえてですね、今後の大山町の中学校の配置の計画及び修繕の計画についてどのようにできているのか、考えているのか、以上 3 点について答弁を求めます。

○議長（野口 俊明君） ただいまの近藤議員の質問のなかには、一般質問的要素もあります。答えられる範囲内で答弁をお願いいたします。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） 3 点のご質問のうち、1 点目は私のほうから、2 点目、3 点目は教育長のほうからお答えさせていただきます。

まず、来年度の今概算の見積もりで考えている工事費は 1 億 2,000 万円～3,000 万円の間というふうに考えておるところでございます。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 2 番目の名和中学校が少子化で、1 学級ってというのはだいぶ先のことだろうと思えますけれども、そういう可能性が全くないというわけではありせん。ただ、今の現状をみますとですね、2 番目と関連いたしますけれども、私は幸いにも大山中学校、名和中学校、中山中学校に 3 校におらしていただきました。そのなかで、どこの地域の人をみましてもですね、中学校がなくなってもいいという皆さんにはであったことがありません。で、確かに私になる前の教育審議会ではしかるべき時期にですね、1 校あるいは 2 校っていいですか、そういったような答申も出されております。

で、今のところ、修繕と絡めていいますと、中山中学校はまあ新しいわけですので、とってもその修繕ということはありません。問題は名和中学校でございます。

名和中学校も耐震と内部の改修はできておりますけれども、外側です。防水も含め、あるいは体育館も含めてそういったところのことが課題になっておるだろうと。今、次長が言いましたように来年度是非ともしたい。

それから大山中学校につきましても、大山中学校もきちんと大規模改修と耐震もしておりますけれども、何分古うございまして、外壁の水が入ってくるとか、

しみが入る、いろんなものが落ちてくるというようなこともありますので、合わせてそういったこともできればなというふうには思っております。

○議長（野口 俊明君） えーと教育長にご注意申し上げます。一般質問ではありませんので。

○教育長（山根 浩君） ああ、分かりました。はい。それで、そういった形で今のところ、教育委員さんとも生徒数の推移をこの前、昨日の教育委員会にも出しまして、検討していくということは考えておりますけれども、PTAの皆さんからも含めて統合をとという話というのは、まだ私たちのところには届いていないというのが実情でございます。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） まず名和中学校が遠からず1学年一クラスの学年が出てくるということに関してでございますが、今の小学校4年生にあたるところが、確か35人ぐらいしかおらないはずでございます。どうでしたかいね、一人でも二人でももし何かの事情で転校したりでもされようものなら、この学年は少なくとも中学校2年時には、一クラスになるのではないかというふうに思うわけござして、先ほど教育長は、地域で中学校がなくなることを望む人はいないというようなことをおっしゃいましたが、私が先ほど質問したのは、地域の事情ではなくて、1学年僅か30名前後しないという教育環境が子どもにとって望ましいことなのか、問題点をどう把握しているのかということをお聞きしたわけござして、地域の事情と教育環境というのは、全く本来関係ないことだと私は認識しておりますが、まあその辺については、教育長のご認識はある程度分かりましたので、ご答弁は結構でございます。

もう一つ、中学校のその配置の計画ですよね。このまま、保護者からあるいは町民から何か統合が求められるまでずっと3校で維持していくということなのか、それとも、段階的にあるいは一気に統合していく考えがあるのかなのかということの確認の返答を一つとそれに伴って修繕の費用がどの程度かかってくるのかという概算の計画ができているのか、そういう計画があるのかなのかということの回答をお願いいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 近藤議員にご注意申し上げます。1点目等につきましては、予算の内容以外のことにも関わり、一般質問的なものだと思います。（「予算の内容です」と呼ぶ者あり）いや、皆さんが聞いていてもそういうあれではとれない

と思います。ですから一般質問的なものでなしに、予算の内容についての答弁にしてください。森田町長。

[「取り下げます」と呼ぶ者あり]

○教育長（山根 浩君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 今のところ、3校で維持していこうと思っております。で、人数が少なくなることも当然あります。その時には、小中一貫校で対応していく。中山地区、名和地区、大山地区にそれぞれの小中の一貫校という形でそれぞれに中学校は維持していきたいと思っております。

○議長（野口 俊明君） 教育長にご注意申し上げます。予算の中の説明をお願いします。

○教育長（山根 浩君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 今回、出ました形でしますと予算的には、来年度でほぼ終わりでないかという気がしております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（13番 岩井 美保子君） 議長、13番。

○議長（野口 俊明君） 13番 岩井 美保子君。

○議員（13番 岩井 美保子君） 18ページ衛生費のなかの名和クリーンセンター、焼却施設の修繕費がですね、2,000万強予算に上がっております。ちょっとどのようなことを修繕されますのかお知らせをお願いいたします。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。今回の補正で計上しております修繕の内容ですが、主に排ガス処理設備、それから排水処理設備、中央制御盤の更新といった内容が主な修繕の内容でございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 西山 富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 20ページ、水産業費さざえ、アワビ、・・・

○議長（野口 俊明君） 西山議員にお願いします、マイクのあれを口の近くまでお願いします。

○議員（15番 西山 富三郎君） はい、分かりました。

20 ページです。水産業費 26 万 5,000 円の減、さざえ、アワビ種苗放流事業補助金、この経過を説明してください。採取者は何名でしょうか。来年度以降の対応はどのようなのでしょうか。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 初めのご質問の採取者は、何人かということでございますけども、これについては把握をしておりません。

漁協の中山支所、御来屋支所、それから淀江の関係と 3 か所で放流事業をされておられてそれに対して捕獲をされるということでございますけども人数については、把握しておりません。

それから来年度以降どうかということでございましたけども、今回減額になったものにつきましては、中山支所のさざえの放流を当初 9 万個の放流の予定が 7 万個の放流に漁協の方が変更されたということでの減額でございます。来年度については、こういった形でまた計画をされるかという分については、現在では分かっておりません。以上です。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西山 富三郎君。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 採取者が分からないというのは、少し不見識ではないかなと思います。漁協とは、お話しはするけれども、採取者とはお話しがないんですか。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 採取者がだれかということ漁業権といいますが、その許可を得た方は、採取ができるということで、たくさんの方が採取をしておられますが、町として、そういった、何人の方が採取しておられるかという人数を把握しておりません。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長、14 番。

○議長（野口 俊明君） 14 番 岡田 聰君。

○議員（14 番 岡田 聰君） 16 ページの児童福祉総務費、子ども・子育て支援システム導入委託料、先ほどの議案にもございましたが、子ども・子育て支援システムの関係、これのシステムの内容の説明をお願いいたします。

それから 17 ページでございます。中山みどりの森保育園の光熱水費の 102 万円

の増、中山みどりの森保育園は、省エネ設計だったと思いますが、これの追加の背景をお願いいたします。説明をお願いいたします。

それから確認ですが、28 ページの図書館費の備品購入費、パソコン等購入、これは10 ページにございます電子計算費の所のパソコン購入費購入、これも同じ内容でしょうか。ウィンドウズ X P のサービスが26年の4月で終わるので、ウィンドウズ7に変えるという内容でしょうか。ご説明をお願いします。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） もう一度。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 岡田議員さんの質問にお答えいたします。

まず子ども・子育て支援システムの導入委託料でございますが、これは27年度から施行されます子ども・子育て支援新制度に伴います、制度に対応するシステムの導入でございます。

内容につきましては、利用者の認定関係、あるいは利用調整、それから負担額の計算、給付の支払いと徴収、それから支援事業への管理という内容になっております。

ただ、国の詳細がまだ定まっていないので、多少の変動はあろうかというふうには考えております。

次に、中山みどりの森保育園の電気代の増額でございますが、これの原因といたしましては、今年度から電気料金の基本料金が高くなったということが原因でございます。その原因につきましては、ただいま究明中でございます。以上です。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 手島社会教育課長。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 図書館のほうのパソコンということでの質問をいただきました。議員お見込みのとおりでございますが、X P 等のメンテがなくなるということに伴っての特に分館分のこのたびのものは、増額、新設ということになります。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 9 ページ、電気自動車充電設備移設工事、これこの設備、現状でのニーズ状態を一つ聞かせてもらいたいのと、それから21 ページ、

御来屋漁港街灯柱改修工事、これの工期とその期間中の夜間対応についてご説明
お願いします。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） すみません、はじめの状況の、ちょっと聞き取
れなかったんですけども、なんの状況というご質問でしたか。

○議長（野口 俊明君） 加藤議員、もう一度説明を、質問を。加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） はい。その現状での設備の利用状況、まあ利用数と
言いますか、それが分かったら教えてください。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 利用数ということですが、ここのことにつ
きましては、どなたでも利用できるということでありまして、通常の管理は道
の駅のほうにお願いしておりまして、その数字的なものはこちらのほうでは把握
はしておりません。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 御来屋漁港の街灯の改修工事の件のお尋ねでご
ざいます。

まず、工期の予定はということですが、この補正予算が通りましたら
速やかに発注していきたいというふうに考えております。工期については、今の
ところ年度末までということになるかと思っております。

それから夜間の対応はということですが、どうしても建て替えというこ
とがございますけども、今回の補正内容については、二本の建て替えを予定して
おりますので、夜間なるべく照明がない状態にならないような形で、当然交互に
変えていくということもしながら、対応したいというふうに考えています。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑はありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 19ページですね、農業振興費のなかのとっとり6
次産業の支援事業補助金がありますが、これはどういう6次産業の支援をされる
かということとですね、それから20ページ、ナラ枯れ駆除委託料で1,980万みて
ありますが、だいたいこれで大山町分のナラ枯れの対策がこれで終わるかとい

うこととですね、それから 23 ページに除雪費で 1,500 万、委託料 1,800 万、油代なんかもたくさんこのたび除雪費がみてございますけれども、これについては今日みたいな大雪になって、そういう情勢をみながらですね増額されることになったか、その点をちょっと伺いたいです。

○議長（野口 俊明君） 答弁してもらう前に、質問者の皆さんの全体的に声がちょっと今日は元気ないということ、小さいということのようでして、こちらの機械の方の限界がありますので、どうか皆さん全体的に大きめの声でお願いいたします。

それじゃあ答弁お願いします。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） まず 6 次産業の関係でございます。養鶏農家さんの関係で焼きドーナッツを新たに生産をして卵からドーナッツを作って、それを販売されるということにつきまして、それに対する機器、機械、器具の整備に係る費用のものでございます。

それからナラ枯れの関係につきましては、当初、初めに 3,000 万の補正をさせていただいて今回追加で補正をさせていただいております。予算的には、町内のナラ枯れ被害木の駆除には十分あるというふうに理解しております。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） 除雪の委託料がようけになっておるがということでございます。

除雪、今日が最初の出勤日となっておりますが、当初予算につきましては、年間 6 日分の出勤で予算を編成させていただいております。過去 5 年間の豪雪時を除きましても、年間の出勤日数が 18.5 日ということもございまして、今までは 3 月議会に補正をさせていただいて支払いをしていってございましたが、今後はやはりお世話になった翌月にはですね、やはり支払っていくべきだろうという思いからですね、15 日分の予算に増額をさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） まず 13 ページのタクシー助成事業の委託料についてお聞きします。

今回 30 万円の減額を提案されています。この委託料は 24 年度決算では、164 万 6,640 円ですが、今年度の当初予算では 200 万円の予算計上がされています。つまり、今年度はもっと利用が伸びることを想定され、たぶん 200 万の予算提案をされたと思いますが、今回 30 万円の減額の提案をされる理由をお聞きしたいと思います。

次に 16 ページ、保育所費の賃金の嘱託職員賃金の光徳保育所ですが、24 年度決算では約 220 万だったものが当初予算では倍の約 460 万になり、今回 235 万 8,000 円減額を提案されるわけですが、この理由をお聞きしたいと思います。

同じく大山きゃらぼく保育園の臨時職員賃金の 572 万 4,000 円の増額についても 24 年度決算と比較すると 22.6% の大幅な増額になりますが、対象児童の増加が理由でしょうか。

17 ページ、同じく保育所費の役務費の手数料 58 万 6,000 円ですが、24 年決算を見れば光徳保育所では約 40 万円かかっています。それが当初予算では約 26 万円しか見てありませんが、今回 58 万 6,000 円の大幅な増額補正を必要とする理由をお聞きしたいと思います。

23 ページ、土木費の道路新設改良費の工事請負費の町道一の谷赤松線 350 万円の減額ですが、当初の 5,000 万円の予算に対し 350 万円の減額は、入札減にしては少し金額が大きいように感じますが、理由をお聞きしたいと思います。

その下の道路新設改良費の立木電柱等補償金 350 万円の増ですが、当初予算では 50 万円だったものが今回 350 万円の大幅な追加を提案されていますが、理由をお聞きしたいと思います。

同じく町道前谷木料線の 148 万円の減額ですが、当初予算では 200 万円計上されていますが、今回 148 万円減額になった理由をお聞きしたいと思います。

25 ページ、中学校費の学校管理費の燃料費で、中山中学校の燃料費は、当初予算でも大山中学校の 39 万 5,000 円に対し、4 倍近い 156 万 1,000 円が計上してあるのに、今回さらに 19 万 2,000 円の追加が必要とされている理由をお聞きしたいと思います。

26 ページ、中学校費の教育振興費の 19 負担金補助及び交付金の運動部活動推進事業補助金が当初予算で 41 万 3,000 円計上されています。今回この 41 万 3,000 円を全額落とされる理由をお聞きしたいと思います。

27 ページ、社会教育費の公民館費の需用費の燃料費の名和公民館ですが、24 年

決算では約 111 万 7,000 円かかっています。しかし当初予算では 95 万円しか予算計上されていませんが、今回 27 万 9,000 円の補正をされる理由をお聞きしたいと思います。

最後に 30 ページ、体育施設費の工事請負費の大山野球場ナイター照明改修費 350 万円について、当初予算から全額、結局この 350 万というのは当初予算からみれば全額落とされる理由をお聞きしたいと思います。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 圓岡議員の質問にお答えいたします。

タクシー助成事業につきましては、委託をしている関係上、予算が足りなくなるといけないということで、昨年実績より、やや多めの当初予算を組ませていただきましたが、9 月末現在で、昨年度同時期の 9 月末の実績と比較しましたところ、約 30% の減となっております。このまま推移いたしますと、約 40 万近くの減額が見込まれるため、今回 30 万円の減額をさせていただいたところではあります。以上です。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 続いてお答えします。

まず、嘱託賃金、光徳保育所の嘱託賃金でございますが、これは当初嘱託職員の配置を予定しておりましたが、臨時職員で対応しているということでございます。

次に大山きゃらぼくの臨時職員の賃金でございます。増額の理由は、まず障害児が増えましたので、加配を 1 人付けております。それから乳児が当初の予定よりも増えましたので、それにも増員しております。

次に 3 歳児の配置基準が県の独自の政策によりまして、事業によりまして 20 人に 1 人の配置が 15 人に 1 人の配置と、15 人以上の園児がいる保育所については 15 人に 1 人の配置ということで増員しております。その他、一時保育の利用が大変多くなりまして、1 人の保育士では保育できないので、それに加配を付けております。それと早朝・夕方、延長につきましても未満児の利用が大変増えておりまして、それにも職員を増員して対応しているところでございます。

そして、光徳保育所の手数料でございます。これは光徳保育所の敷地内に旧簡易水道の施設、井戸の施設がございました。その施設がこの台風 25 号の強風によりましてタンクが倒れまして、この際すべて撤去するというところで手数料を計上させていただいております。以上です。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 手島社会教育課長。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 2点の質問、社会教育課のほうでいただきました。

1点目は、名和公民館のほうの重油代等の増額についてでございます。これにつきましては、どうしても年度をわたります時に、タンクの中の量、そういうようなものによってまた年間の利用度が変わってくるということが現実にございまして、そのあたりのところで、昨年度は末のあたりで、しっかりと使い切ってしまったところに、年度初めから使いはじめた関係で今年度分が足りなくなりそうになったというところと、この金額がですね、現実を申し上げますと、担当者のほうも新しくなりました、かなり慎重に構えているということも含めてちょっと多めに組ませてもらっているところもあるのかなと思っております。寒い冬ということも含めて、そのあたりの所も金額の積算をしたということ聞いております。

それからもう1点、体育施設費のほうで350万を全額落としてしまうのかということでございます。実はです。工事請負費の一つ上の段、需用費を見ていただきますと、そこに426万2,000円の増額が書いてあります。この詳細がですね、なかなか説明ができずにおったわけですけれども、実はこの350万そのものが、この426万2,000円のなかに入っております。で、これを正に予算執行の関係で組みかえさせていただきたいという中身がまず1点ございまして、それに合わせて76万1,250円の野球場の設備の中の落雷に伴うスコアボードのほうの結局修繕も必要になったということが伴ったものですから、それをこのたび増額させていただいた。この2点が加わった形で増額が426万2,000円、そして工事請負契約のほうの減額が350万になったということでございます。以上でございます。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） まず、一の谷赤松線の減額につきましてはですね、電柱移転費の額の確定により350万減じまして、その分をあっ、増額いたしました、工事請負費から充当するという事としております。

また前谷木料線につきましては、これと逆でございまして、国道9号の道路タッチの法線変更に伴いまして、移転補償木の減額によりますところに148万円発生しましたものを工事請負費で事業進捗を図りたいということでございます。以上です。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） それでは学校教育に関わる 2 点のご質問にお答えします。

まず 25 ページ下、燃料費、中山中学校の燃料費についてですが、これは増額は灯油の単価が高騰のためです。で、他校と比べて灯油の使用料予算も大きいわけですが、これは中山中学校の給食の調理のほうで、灯油燃料を使うためでございます。高騰による影響もそれだけ大きいということで今回増額の補正をお願いしているところです。

それから運動部活動の推進事業の補助金でございますが、これは国から補助が出て県が再委託をして、で町が受けて指導者のほうに支払うという形になっておりまして、これまでどおりのことで計上しておったわけですが、今年度始まったところでですね、県が直接指導者に支払うというようなシステムに変わったということでございまして、全額落とさせていただいたということでございます。以上です。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） たぶん 2 点でいいと思います。

まず、13 ページのタクシー助成事業ですけれども、9 月末で 30%の利用者減、たぶんもっと本当はニーズはあるというふうに私自身は感じておりますけれども、十分な制度の P R 活動ができているのかということを知りたいと思います。

それから 25 ページの中学校費の、中山中学校の燃料費ですけれども、まあ中山の場合は自園、名和・大山の場合はセンターということで状況が違うというのはよく分かるんですけれども、実際、私、学校ごとでこうやって比較をしておりますのでできればですね、中山中学校については、中学校分とは実際、例えば名和・大山では給食センターという形になってますから、はっきりと分かれているわけですけれども、予算上も分けるべきではないかと思っておりますけれども、その辺の認識をお聞きしたいと思います。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

タクシー助成事業の利用が減っているのは周知が徹底していないのではないかとこのご質問ですけれども、このタクシー助成事業は前からございまして、平成 24 年度に制度が変わったものでございます。ですので、制度そのものは、皆様方に

周知をいただいているものと思っております。

利用が減っている理由といたしましては、真に必要な方が介護保険にあります。外出支援サービス、これらの利用が増えていますので、そちらのほうの利用に移行されたのではないかというふうに考えているところです。以上です。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） 中山中学校の給食施設と通常の暖房等と分けてはということですが、中山小学校・中山中学校につきましては、給食施設も責任者は校長になっておりまして、当然校長あてに請求等も来るわけでございます。同じ事務も単独校ですから事務職員も同じように扱っておりますので、一つでというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これ質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「はい、10番、反対討論」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） はい、討論があります。まず原案に反対者の発言を許します。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 先ほど申し上げましたように、来年度は名和中学校の大規模改修が予定されておりまして、本案ではそれにかかる設計費用として867万円が計上されてあります。私は名和中学校の大規模改修に必ずしも反対するものではないですが、その予算編成のあり方、また過程において非常に大きな問題があると思いますので、反対の討論をさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、昨年度大山町で生まれた子どもの数は僅かに80人ほどでございました。また今の大山町内の中学生の人数は、1学年が約150人で単純計算では、中学校は2校でも十分な生徒数であります。10年後は1校でも賄える見通しです。

今の大山町は、いや3町合併した9年前から小中学校の統合問題は、避けて通ることができない大変大きな課題であります。私は決して効率性や合理性のみの観点から中学校統合を検討すべきだとは思いません。生徒の通学にかかる負担のデメリット、また地域から学校が無くなることのデメリットの是非は、当然に考

慮されなければなりません。

しかし一方で、中山中学校では、5年後には1学年一クラスが常態化し、10年後には全校生徒合わせても約60人ほどに低減する見通しであります。これでは満足に部活することもできませんし、教員の配置人数が少なくなることにより、数学の先生が理科を教えたり、社会の先生が国語を教えなければならなかったりといった教科のかけもち、あるいは名和中の英語の先生が、中山中学校の英語の授業を受け持たなければならぬといった学校間のかけもち、あるいは体育や美術の先生などは、アルバイトの先生で対応しなければならなくなるなど、臨時教員の増加が予想されます。

もっとも大切な学校の教育力の低下が大変心配されます。中山中学校だけの問題ではありません。年間80人しか子どもが生まれない大山町の状況では、遠からず名和中や大山中でもそういう状況になることは火を見るより明らかであります。

今回1億3,000万円かけて、名和中学校の大規模改修をする予定であります。これは名和中だけの問題ではなく、大山町全体の中学校の教育環境のあり方、そういったことを総合的に判断するなかで、1億3,000万をかけて改修すべきなのかどうかを判断する必要があるのではないのでしょうか。

質疑のなかでも申し上げましたように、平成20年1月23日、有識者による大山町教育審議会は、教育委員会の諮問に対し、これからの中学校のあり方について、未来を担う子どもたちのために学習、生活の場としてふさわしい学校教育のあり方を検討したうえで、しかるべき時期に3中学校を1校に統合することが望ましいと結論づけています。そして中学校統合について全町民の理解を得るため、十分に時間をかけ、広く町民の意見を得ながら決定すべきだともしています。

私は教育委員会が、学校統合を進めないことを問題にしているのではありません。そうではなくて、学校統合について、専門家が統合の必要性を説いている中、少子化による学校教育の問題点や学校統合のメリット、デメリットについて保護者に対し、あるいは町民に対し何ら説明がなされていないこと、学校教育のあり方、学校統合の是非について、話し合う場を全くもうけようとしていないことは、私は教育行政の怠慢であると感じています。

冒頭申し上げたように、私は名和中学校の改修工事そのものには、決して反対ではありませんが、今後、町の財政状況が厳しくなることが分かっているが著しい少子化が予想されるなか、将来的な学校の配置計画、改修計画などを全く考慮することなく、1億3,000万円という多額の税金が無計画に支出されようとしていることを町行政を監視する立場の議員として見過ごすことができません。

以上を理由に本案には反対といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 先ほど近藤議員の中で教育審議会の文言を引用されて反対討論されました。当時、教育審議会委員のメンバーの一人として私は、あの場でその文言を削除するように発言しましたけれども、数少ないために実際教育審議会委員の最終答申のなかにそういう文言が含まれ、非常に悔しい思いをしたこと今も近藤議員の話聞いてありありと思い出しました。

私は確かに人数だけを見れば、そういう選択肢はあるのかもしれませんが。しかし、合併前に福島県いわき市だけをですね、3泊4日で中学校支所、いろいろなところを見に行きましたけれども、結局行き着くところは、限りなく少数の生徒になってクラブ活動もままならない、そういう実態を見てきました。この統合問題について私が思うのは、保護者・地域・生徒、そういう人たちがこの問題を今、口を開いてない段階で、あえて先鞭を付ける必要はないというふうに思います。

2点目に、建築に携わってきた人間の一人として、この予算を否決することによって、現在の劣悪というところまでの環境ではないのかもしれませんが、そのことで、子どもたちの教育を受ける環境が良くなるということはあるというふうに感じます。

よって、私はこの議案に賛成をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第134号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第134号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は11時20分といたします。休憩します。

午前11時8分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

日程第 11 議案第 135 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 11、議案第 135 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 135 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 135 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 136 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 12、議案第 136 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 136 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 136 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 137 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 13、議案第 137 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 137 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 137 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 138 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 14、議案第 138 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 138 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 138 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 139 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 15、議案第 139 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第139号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第139号、は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 140 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 16、議案第 140 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 140 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第140号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 141 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 17、議案第 141 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） この事業についてはいろいろ方策を新しい方策、

建築に対しては、補助金を出すとかですね、いろいろやっております。今回は広告代ですか、150万2,000円ついております。これについて結果がどうなのか。まだ分からなかったら分からないで結構ですけども、どういう、例えばね、手ごたえがあるとかというようなことでも結構ですけど、これ150万の効果、お願いします。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） ただいまのご質問にお答えします。

効果がどうなのかということでございますが、今回お願いしております広告料の内訳はですね、現在も年度当初認めていただいております広告料の中で、実は10月からテレビ放映のなかでコマーシャルを流しておるところでございます。で、このたびも新たに土曜日の情報番組でテレビコマーシャル、そして新聞に2回5段抜きでですね、広告を出すというぐあいに考えておるところでございます。現時点でのナスパルタウンの売買見込みが4区画ということでございまして、広告の効果がどうかわかりませんが、おそらく広告の効果、及び山陰道の開通ということが大きな要点ではないかというぐあいに考えておるところでございますが、昨年、一昨年に比べまして既に、その数は達しているということでございますので、やはり今後も広告と宣伝を重ねながら、完売に向けて頑張っていきたいというぐあいに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第141号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） 日程第 18、議案第 142 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 142 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 142 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 143 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 19、議案第 143 号 大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 143 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 143 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 諮問第 4 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 20、諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員につきまして、検討の結果、新たに手島孝人さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

手島さんは、昭和 52 年から鳥取県職員に採用され、福祉事務所等の業務に永らく携われ、福祉サービス等を提供・支援する中でさまざまな人権問題に関わってこられました。本年 3 月に日野総合事務所福祉保健局長で定年退職され、退職後は公益社団法人とっとり被害者支援センターのボランティアとして犯罪被害者等の支援や啓発活動に関わっておられます。

また一般社団法人鳥取県社会福祉士会副会長、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査委員も務められておりまして、人権擁護に対する見識及び経験に富んでおられる方でありまして、適任と考え推薦するものでございます。

なお、発令期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの任期 3 年の予定であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、諮問第 4 号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

日程第 21 行政視察調査の報告について

○議長（野口 俊明君） 日程第 21、行政視察調査の報告についてを議題とします。

さる10月15日から10月17日までの3日間、議員全員の16人が北海道、栗山町、三笠市、東川町、旭川市において行政視察調査を行いましたので、この件に関して報告を求めます。

行政視察団を代表して、副議長 岡田 聡君。

○副議長（岡田 聡君） はい、議長。許可を得ましたので、議会行政視察調査報告をいたします。

報告書を読み上げて報告といたします。

大山町議会行政視察調査報告書、

I. 視察日程 平成25年10月15日から17日。

II. 視察先及び視察テーマ、

1. 栗山町、「議会改革と議会基本条例」について

2. 三笠市、「小中一貫教育」と「小学校給食費無料化」の取り組みについて

3. 東川町、まちづくりの取り組み「株主制度」と「子育て支援施策」について

4. 旭川市、「旭山動物園の取り組み」について。

III. 参加者、議員全員と事務局 局長以下2名の18名でございました。

IV. 視察内容、1. 栗山町、「議会改革と議会基本条例」について、北海道夕張郡人口 1万3,026人であります。議会議員は13人。

議会改革の背景としまして、平成18年に全国初の議会基本条例を制定した背景は。平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、責任の度合いはこれまでに比較にならないほど重くなった。地方自治体は二元代表制において機関対立主義に基づき、全体としての議会は町長をはじめ執行機関をチェックし、議案に対しては常に是々非々の態度で臨むことが重要として、時代に対応した議会改革、議会活性化策に努め、真に「町民に開かれた議会づくり」に取り組んできており、それらの集大成として「栗山町議会基本条例」が制定された。

議会基本条例の特徴としまして、

- ① 町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置
- ② 請願・陳情を町民からの政策提案として位置づけ
- ③ すべての議案に対する議員の態度（賛否）を公表
- ④ 年1回の議会報告会の開催を義務化
- ⑤ 議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与
- ⑥ 政策形成過程に関する資料の提出の努力義務
- ⑦ 5項目にわたる議決事項の追加

- ⑧ 議員相互間の自由討議の推進
- ⑨ 政務活動費に関する透明性の確保
- ⑩ 議員の政治倫理を明記
- ⑪ 最高規範性と4年に一度の見直しを明記
- ⑫ 町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターを設置
- ⑬ 有識者に政策づくりへの助言をもらう議会サポーターの導入
- ⑭ 正副議長志願者の所信表明の導入

所感としまして、“誰のための改革か、町民のためになるか”を第一に、民主的な町づくりや、開かれた議会づくりに情熱的に取り組んでいる姿勢は、参考にすべきところが多い。

栗山町議会基本条例には、大山町議会ですでに実施している項目も多いが、○政策形成過程資料の提出の努力義務、○議員相互の自由討議の追加、○政務活動費、○政治倫理の明記、○議会モニターの設置、○議会サポーターの導入、など、今後、実施を検討すべき課題も多く、大いに参考になった。

大山町議会でも実施している議会報告会は、栗山町議会基本条例の大きな柱の1つとなっており、開催会場や参加町民の多さで格段の差があり、町民の関心の高さが見られる。更に、町民からの意見や要望も、陳情型ではなく提言型や建設的なものが多いということであり、質の高さが伺える。

常任委員会所管事務調査を月1回以上実施し定例会で委員長報告と質疑の実施とか、財政に強い議員を目指し財政問題特別委員会の設置などと、議会力向上に努めている。

2. 三笠市、「小中一環教育」と「小学校給食費無料化」の取り組みについて、北海道 人口9,807人、議会議員10人です。

事業実施の背景ですが、炭鉱の町として栄え昭和32年には人口6万3,000人だったが、石油へのエネルギー革命で、斜陽産業の町になり、一挙に人口流失により大幅減少していった。

市長は教育長を経た人で教育に特に熱意がある。また、急激な人口減少で高齢化率も44%と高く、高齢者福祉対策事業に偏重し、少子化対策事業が疎かになっていた。

小中一貫教育、平成17年4月から構造改革特区を申請し、岡山・萱野小中一貫教育を実施、「国際科」、「地域科」、「選択学習科」の新たな3教科を設け、小中9年間を見通した教育課程による新しい教育をスタートした。平成20年7月に特区法基本方針の一部改正により、認定取り消しとなったが、岡山・萱野小中一貫教

育の弾力的な教育課程は文部科学大臣により「教育課程特別校」として認定されたものとみなされた。○確かな学びと豊かな心を育む「生きる力」の育成、○個性を生かし、個々の能力に見合った教育の実現、○中 1 ギャップの解消と、小から中への円滑な接続、を目的としている。

「国際科」では、英語教育を小 1 から小 4 まで年間 35 時間実施、“コミュニケーション能力の育成”“中学英語科への円滑な接続”“外国文化への興味関心の向上”等を狙いとしている。中 3 が小 4 に英語を教えるユニークな授業もある。中卒で全員英語が話せるようになっている。

「地域科」では、“郷土三笠に誇りを持ち愛する心を育てる”等を狙いに小 3 から中 2 まで、年間 15 時間実施。

「選択学習科」では、子どもの興味関心を高める学習で、“一人ひとりの個性と能力の伸長を図る”を狙いとしている。小学 5・6 年生に年間 20 時間実施している。

小学校給食費無料化、平成 17 年 1 月に策定した「みかさ次世代育成支援行動計画」に基づいた施策の実施など、児童福祉の他子育て環境の向上などに取り組んできたが、市の合計特殊出生率は空知管内で最低であった。また、高齢者福祉対策事業に対し、少子化対策事業は少なく、国及び道の基準を上回る単独事業のメニューがなかったことから、少子化対策の柱となる事業が必要であった。少子化対策の検討では、○将来の三笠を担う次世代を増やすことと、○市外への転出を抑制し、市内への転入を促進する。○他市町村との差別化を図ることができる施策を考える必要があった。これらを考慮した上で市職員からの意見を集約した結果、限られた財源でも全ての対象者に均等なサービスを提供できる施策として考えられた。平成 18 年から実施、予算は 1,100 万円で一般財源。

その他に、幼稚園料と保育所料の実質無料化や、道立高校廃校跡を利用し全国的にも珍しい食物調理科の市立三笠高校設立を実施している。

所感、小中一貫教育の実施は、中 1 ギャップの解消、中学校英語科へのスムーズな接続、学力の向上、落ち着いた学習環境の確保、9 年間をかけて子どもを育てるといった教員の意識変革、小中学校教員の情報交換や研究交流など多くの効果が生まれている。更に、中学生では、元気や思いやりそして自覚の向上。小学生には規律を守る意識が向上し、いじめ、不登校の抑止効果も見られる。“町づくりは人づくり”という意識が市全体に浸透しているように感じられた。

校舎が 7、800 メートルも離れていることも含めて、教師の負担が増えてくるのでは、といったデメリットも考えられるが、効果の方が多く、実施の価値はある

と考える。

小学校給食費無料化は、幼稚園料・保育所料の実質無料化も併せて、少子化対策の有効な施策となっている。研究する必要があると考える。

市立高校設立は、時流にあった食物調理科で、優秀な中学生が他市町村から多く入学希望してくるということで、全寮制で転入が条件であり、市人口を増やす効果と三笠市に愛着を抱く若者が増えるということであり、素晴らしい施策と考える。

3. 東川町、町づくりの取り組み「株主制度」と「子育て支援施策」について
北海道上川郡 人口 7,900 人、10 年で 350 人増えたということでございます。議会議員 12 人。

事業実施の背景、北海道のほぼ中央に位置し、大雪山国立公園の区域の一部になっている。国道、鉄道、上水道がないが、北海道の中で最も条件が良い所に位置している、(地下水は豊富であり無料)、旭川市へ 20 分、旭川空港へ 10 分、大雪山最高峰の旭岳へ 40 分、温泉地 2ヶ所、道の駅をつくりモンベルも誘致した。“地理的、自然的、社会的に素晴らしい最高の条件を有している東川町が、自立化の道を歩めないで一体どこの町が自立できるというのだ”という声が多く、平成 15 年に単独自立を選択した。現町長になり、様々な施策を展開している。

ふるさと納税を利用した「東川株主制度」、職員の発想から生まれた。東川町を応援しようとする人が東川町へ投資（寄付）をして町の株主となり、東川町を応援していく制度。①写真文化を守り育てる「写真の町プロジェクト」、②時代を築く子どもたちを育成する「こどもプロジェクト」、③水資源と地球環境を守る「ecoプロジェクト」、④イイコトに貢献する「イイコトプロジェクト」、の東川町ならではのプロジェクト（4プロジェクトの6事業）の中から投資したい事業を選んで投資する。1口 1,000 円。株主証が貰え町外の方は特別町民に認定される。10 株以上で東川特産品が送られ、町内施設の利用料割引などの様々な特典が受けられる。株主配当や株主ファームの特典もある。

実績、累計 7,056 万円 2,067 人、これは 2007 年から 2013 年 9 月 30 日までの実績でございます。

子育て支援施策、①保育料の減額。小学生のいる世帯は、園児が 1 人目と 2 人目で 2 分の 1、3 人目以降の場合は全額。小学生のいない世帯は、園児が 1 人目で減額なしの定額、2 人目で 2 分の 1、3 人目で全額。

②幼児、障害者や 1 人親世帯に対する医療費の助成。

③「婚姻届」・「出生届」。東川町での思い出を永遠に大切にしたいとの思

いから、東川町オリジナルの届出用紙として新たにデザインし、届出者手元に残る素敵な記念品をプレゼント。

④「君の椅子プロジェクト」。「新しい町民」が誕生した喜びを町民全体が共有できることを目的に、工芸の町ならではの地域活力を生かした事業。旭川大学との連携。生後 100 日目を目途に希望者に贈呈する。デザイナーが心をこめて描いたデザインで北海道が誇る家具製作技術で作られたオリジナルの椅子。毎年デザインが異なる。プロジェクト参加費用が 3 万円必要、町外の方は 4 万 5,000 円。

⑤百日祝い記念写真。六つ切り 1 ポーズを無料で撮影し、写真の町オリジナル額に入れてプレゼント。

所感、行動的な現町長が、良いものはお金がなくても工夫しながら実現することが公務員の業務のはずと、強いリーダーシップで、職員に慢性的な三つの“ません”、「前例がありません」「他の市町村ではやっておりません」「予算がありません」これからの脱却を求め、“チェンジ・チャレンジ・チャンス”を提唱し、常に前向きな積極的な考え方を持ち続けようと“ポジティブ運動”も展開し、職員の意識改革を図っている。様々な施策のアイデアもそういう背景から生まれてくると思う。町民の意見や職員の提言に広い心で、柔軟な考えで応え、それらをヒントに施策を打ち出していき、これらが活力のある町、やる気のある職員を生み出していると思う。参考にすべき点が多い。

更に、町長が率先して積極的にトップセールスし町内外へ情報発信している。職員も影響され積極的に動いている、と感じられる。

他の主な施策を記す。○歳入基盤の充実 緊急経済活性化対策（定住化、移住化、企業立地への支援等 平成 15 年～18 年）、民間賃貸住宅の建設促進、これは賃貸アパートの新築補助で町内業者建築で 1 戸あたり 180 万円、町外業者で 130 万円。それからマイホーム建築支援事業、これは東川風住宅に認定された住宅に対してカーポートや物置の建築や東川株の購入に補助するものでございます。

子育て支援一戸建てモデル住宅の建設、使用料の見直しと負担徴収の実施。○写真の町事業。昭和 60 年からの事業で写真甲子園（北海道新聞社、キャノン、富士フィルムとの連携支援）、や写真の町イベント（ニコン、ペンタックス、エプソンとの連携）、と盛況な広い知名度の事業となっている。○企業家支援事業等。

以上、主な事業だけでも多岐にわたっている。町民の福祉向上のために得たアイデアを事業実施に当たっては、常に職員に、国や道そして財団などの支援の活用を促し、企業や大学などとの連携も促している。

ふるさと納税を利用した「株主制度」は、4 プロジェクト 6 メニューと投資先（お

金を使う目的)が抽象的でなく明確であり、“これに役立ててもらおう”と投資意欲を誘われる。色々な特典もあり東川町を訪れたい気持ちにさせる。とてもいいアイデアである。

視察に 1,000 円必要ではあるが、町長が正・副議長や担当課長と共に対応されたのは東川町だけ。しかも、訪問者全員に率先して挨拶をし、名刺を配って歩かれたのは驚きである。おもてなしの心と共に町を売り込む姿勢が、町長、議員、職員に至るまで強く感じられ、こうでなくてはと感心した。資料も有り合わせでなく、大山町議会様とわざわざ作られている。

4. 旭川市 旭山動物園の取り組みについて。北海道旭川市人口は、34 万 9,300 人、議会議員 36 人。

平成 25 年度予算ですが、一般会計当初予算の規模が、1,557 億 6,000 万円、動物園事業の特別会計当初予算 20 億 560 万円。25 年度に大幅に増えていますが、これはカバの園舎を新しく建てるということのようでございます。

旭山動物園は敷地が面積 15 万 2,662 平方メートル、従業員数計 65 人、飼育動物 120 種 655 点、入園者数は平成 15 年 82 万人、平成 18 年、19 年 300 万人、平成 22 年 206 万人、平成 23 年 172 万人、平成 24 年 162 万人。

所感。入園者が少なく傾いていた動物園を社会教育施設としてよみがえらせた。施設は動物たちの野生下における行動や、本来持っている能力を発揮できるように考えてデザインされている。また、動物たちに来るだけストレスを与えないように、ゆったりとした空間や動物を見上げるようなデザインが多い。改装も金を掛けずに手作りで行った所が多く見られる。

職員一人一人が自ら考え、手作りの看板を設置したり、積極的にガイドを行うなどして、お金を掛けずに出来る範囲で、来園者に動物たちの魅力を最大限伝えるべく行動している。「伝えるのは命の輝き」という旭山動物園のメッセージを少しでも多くのお客に伝えたい、という想いをハード面とソフト面の両面から形にしてきた。とのこと、うなずける。

来園者の減少は、ブームが過ぎた結果と考えている。昨年より、冬季に”雪明りの動物園“として、開園時間を延長し、冬の夜の静けさや動物たちの息遣いを感じて貰う、という催しも行っている。170 万人前後の来園者数は、ゆったりと落ち着いて見学できる環境が実現でき、お客へのサービスの面からはマイナスではないとのこと。納得できる。

平成 23 年度決算は、歳入総額 13 億 2,500 万円に対し、歳出総額 12 億 8,700 万円と黒字決算となっている、繰入総額は 0。

以上でございます。詳細につきましては、議会のホームページに載せておりますので、ご覧ください。

- 議長（野口 俊明君） これで、行政視察調査の報告についてを終わります。ここで休憩いたします。再開は午後 1 時とします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 再開

日程第 22 請願第 2 号

- 議長（野口 俊明君） 再開します。

日程第 22、請願第 2 号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する請願についてを議題といたします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、杉谷 洋一君。

- 総務常任委員長（杉谷 洋一君） はい、議長。

ただいま議題となりました、請願第 2 号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する請願につきまして、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 25 年 12 月 10 日。審査人数は 6 人です。

消費税増税に併せて、複数税率を導入し、新聞には軽減税率を適用することを求める陳情であります。軽減税率よりも増税そのものを中止すべきとの意見もありましたが、欧州のように新聞は「民主主義の公共財」と位置づけ、国民の知る権利に応えるために、消費税増税に併せて購読料負担を増やすべきではないとの意見もありました。

採決の結果、採択 3 人、不採択 1 人、継続審査 1 人で採択と決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

- 議長（野口 俊明君） ただいま報告がありました委員長の報告のなかで、報告書に誤記がありまして陳情であるという、3 行目に陳情であるということが書いてありますが、これは請願でありますので、訂正をよろしく願います。

そういたしますとこれから請願第 2 号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する請願について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

- 議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長(野口 俊明君) まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。

○議長(野口 俊明君) 7番 大森 正治君。

○議員(7番 大森 正治君) この請願についてですけれども、経済の状況をみますとアベノミクス効果とやらで、大企業を中心に景気が上向いているという話もありますが、いわゆる99%、大部分にとっては、全く景気が良くなったという実感はありません。これは我々一人一人が感じている状況じゃないかなと思います。

そういうなかで、安倍首相は4月からの消費税増税8%ということを表示したわけですが、これがいいのかどうかは、その時になってみんと分からんかもしれませんが、たいてい予想がつくというふうに私は思います。こういう状況のなかで、やはり増税をすれば余計経済は冷え、購買力は弱くなって暮らしも大変になります。そうして、経済も冷えてきます。税収も減ってくるという逆効果になるような気がしてなりません。ですから消費税増税はしないというのが一番経済のためにいいと私は考えております。

そういうなかで、この消費税増税を前提にしたこのたびの軽減税率、新聞協会から出たわけですが、これには反対せざるをえません。新聞協会は、各新聞社社説等で消費税増税をかなりあおっておりました。そしてこのたびこういう軽減税率をしてほしいと、確かに新聞は公益部門も公益的な面もあるかもしれませんが、私からみれば、なんか身勝手かなという気がせんでもありません。そういう点で、私はこのたびの新聞協会による軽減税率導入、これの請願には反対をします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議員(6番 米本 隆記君) 議長、6番。

○議長(野口 俊明君) 6番 米本 隆記君。

○議員(6番 米本 隆記君) 新聞への軽減率適用につきましては、総務常任委員会のほうで審議され、委員長報告のとおり採択されております。何故、新聞だけが軽減税率かということですが、この新聞各社、この請願を出すにあたりまして、新聞だけをやってくださいということですが、他の業界のお願いできる立場ではないというふうに私は思っております。請願では複数税率を導入していることをお願いしているのでありまして、他の業界のことも配慮したのになっております。その中で、新聞にもその軽減税率を適用を求めているもので

ございます。

どうか、議員の皆さん、この趣旨を理解していただきまして、ご賛同いただきますことをよろしくお願いいたします。

- 議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって請願第2号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第23 陳情第9号

- 議長（野口 俊明君） これから日程第23、陳情第9号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書について、審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、西尾 寿博君。

- 教育民生常任委員長（西尾 寿博君） はい、議長。

ただいま議題となりました、陳情第9号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成25年12月10日。審査人数は5名です。

新制度のより具体的な内容が未だ示されておらず、今後の国及び県における議論を見守る必要があり、現時点で子ども・子育て支援新制度の導入に関して意見書の提出は必要ないと考えます。

採決の結果、全会一致で不採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

- 議長（野口 俊明君） 以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

これから陳情第9号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書について、質疑を行います。質疑はありませんか。

- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。
- 議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） この陳情がなぜ不採択なのか、そして委員会の中で具体的にどんな議論が交わされたのかお聞きしたいと思います。
- 議長（野口 俊明君） 教育民生常任委員長、西尾 寿博君。
- 教育民生常任委員長（西尾 寿博君） はい、議長。

この新制度は、急激な少子化の進行、あるいは家庭及び地域を取り巻く環境の変化ということが背景にあるわけですが、具体的に言いますと、都会の子育てする場所が少なくなってきた、急激な量的の拡大、子どもの保育場所がなくなっているということがまず背景にあると私はそういうふうに理解しておりますが、それによってですね、新設される保育現場の環境の劣悪というようなことが、緩和されると。基準が緩和されるというような内容になっておるとは思いますが、既に大山町では、そのようなことがクリアされており、あるいはもっと進んだ教育環境にある。まず、それを踏まえてですね、考えてほしいのは、大山町ではもう既に行っているような中身だったと思いますが、これを反対するにあたって、不採択にした要因は、まだ内容がですね、はっきりと定まっていないにも関わらず、意見書をじゃあどのような理由で意見書を出すか。概要的には、皆さんに配布されております、新制度の概要となっておりますけども、具体的に国・県においては、まだその決定がなされていません。それに先立ってですね、先ほどありました、子育て支援会議、会議は前もっておこしておくというようなことで、決定したというふうに理解しております。そのような協議内容だったと思います。

- 議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。
- 議長（野口 俊明君） まず、原案に賛成者の討論を許します。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。
- 議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） この意見書は採択すべきものだと思います。

今月18日に県の子育て応援課と懇談してきました。終わった後、課長とお話をしましたが、先ほど委員長も言われたように、県としても情報不足でまだ詳しいことが十分には分からないということでした。

しかし、だからこそより良い制度になるために国に対してあらゆるチャンネルを使って大山町も声を上げてほしいということも言われました。県としては、知事会であったり広域連合であったり、そういう場でも知事に声をあげてもらっているということも言われました。

たとえばですけれども、今国が示している小規模保育事業、これは19人以下の保育所を言うそうなのですが、この保育所では所長は兼務、給食は外部搬入の親子方式も可能だそうで、しかも保育士の半数以上が有資格者であればいい、こういうこと打ち出してきています。

仮に町内の保育所で、地域の人が「たとえ少人数であっても残してほしい」ということを望まれても、これを受け国の子供・子育て会議が打ちだしてきたものにさらに町独自に上乘せをしようとしても、国民健康保険のようにそのことが原因でペナルティーとして交付税の減額をされるかもしれません。現に、つい最近、介護保険でも同じようなことがやられようとなりましたけれども、この子育て応援課の課長は「そうならないとは言い切れない、つまり裏を返せばそうなるかもしれませんよ、そのことは自分も非常に大変危惧をしています」ということを言われました。

国の制度がまだ十分に決まっていない今だからこそ、国と地方自治体の責任の下でよりよい保育の制度拡充が図れるようこの意見書は採択すべきものだと思います。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 私はですね、この意見書を提出してはいけないというような考え方から討論をいたします。

今、子ども子育ての状況のなかで、一番問題になっているのは、保育所・保育園に行かれない待機児童というのがですね、一番問題になっているというぐあいに思います。で、まあ本町では、待機児童というようなことはないとは思いますが、特に大都市のほうで、そういうことになっているということで、この待機児童をなくしていくということがまず政策としては一番大切ではないかと。そうするには、ではどうすればいいかということ考えた場合にですね、その待機児童をなくする保育園、保育所を作っていくのに、財政的に問題があった場合に、財政的に難しいから保育所ができないということであれば、今以上ですね、この制度、いわゆる保育所の内容を今以上に充実させなければいけないというよう

な問題でございますと。そうすれば、ますます保育所を建設していくということは、困難になるだろう、財政の問題ではおそらくそういうことになっていくからますます待機児童が増えていく状況になるのではないかというぐあいに思ったりします。

横浜市では待機児童がなくなったというようなことの報道を聞いたことがありますけども、これはまあそのやり方がやはり少し内容についてですね、制約されない状況のなかでの待機児童を無くする保育園の建設が進んでいるということを知ったりいたしまして、そういうなかではやはりこの意見書の中にありますように、今以上の施設等についての充実感、充実なんかをですね、盛り込んでいくということは、ますます待機児童を増やしていく方向になっていくでないかというような観点からですね、この意見書は提出するものでないというぐあいに考えております。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） これを不採択にした理由と言いますのが、具体的な内容が未だ示されていなくて、今後の国や県の議論を見守る必要があるから不採択だというのはどうもちょっと私、納得がいかないんですよ。

だったら継続審査かなと思うんですけど、それで継続審査できたと思いますけども。でも不採択っていうには道理にあってないなというふうに思います。と、同時にこれから改善されなければならない内容ですので、とすれば今その意見書を提出するっていうのは、もっともじゃないかなというふうに思うんですね。その子ども子育て支援新制度の導入に関する意見書を出してくださいという陳情ですが、この意見書の例なんですけども、陳情趣旨の理由を読んでも問題ないと思いますし、それからこのひな形である例、意見書のなか4点ありますよね。例えば1、子ども・子育て支援新制度の導入にあたっては、新制度の実施主体である自治体及び保育関係者、国民への説明を尽くし、その意見を踏まえたうえで、国として十分な論議を行い、拙速な施行は避けること。あと2、3、4とあります。4番目に先ほど野口議員がおっしゃった待機児童のこともありますが、別にこれは何ら問題のない、この中身を読めばもっともだなと思える内容だろうと思っております。

ですから私は内容をみてこの意見書がふさわしいかどうかを判断したいと思
いますので、この内容はまっとうな内容だということからこの陳情に賛成したいと
思います。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長。12番。

○議長（野口 俊明君） 12番 吉原 美智恵君。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 原案に反対の立場で討論させていただきます。

この子ども子育て支援制度の意見書の内容ですけども、意見書の中で、新制度
は保育の市場化、利用者補助などを柱にする仕組みであり、子どもが受ける保育
に格差が生じることが予想されるとまあ書いてあります。

これは予想であって、そのいろいろな課題を克服するために今、今議会で大山
町子ども子育て会議が、条例が設立されました。その中に、この計画策定にあた
って子育て支援施策等について意見を聞くため、合議制の機関の設置が求められ
ているということであります。

そしてその所轄事務としましては、今の子ども子育て支援法の中の事項を処理
するといったしまして、特定教育保育施設の利用定員定める時、地域型保育事業の
利用定員を定める時、子ども子育て支援事業計画を策定変更するなど、その中身
を検討する内容になっております。で、委員の構成も子どもの保護者、子ども子
育て支援に関する事業に従事するもの、子ども子育て支援に関し学識経験者、ま
た関係行政機関の職員とが合議されるようになっております。

今この大山町議会において、この子ども子育て会議が機能すれば、こういう意
見書の憂えることはないと考えますので、大山町議会といたしましては、意見書
の提出は必要ないものと考えます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって陳情第9号は、不採択とする
ことに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 日程第 24、発議案第 8 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長、杉谷 洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） ただいま議題となりました、発議案第 8 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

12月6日、総務常任委員会に付託された請願第2号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する請願について審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を發議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書。新聞は、長年にわたり国民の身近な情報源として、世界・国内の政治・経済・社会情勢から地域に暮らす人々の息づかいまで幅広く伝えてきた。広範な分野のニュースや情報、多様な意見や評論を読者に提供することで、民主主義社会の健全な発展、地域の振興、住民生活の向上に寄与している。

今日、わが国は諸外国との関係をはじめ大きな転換期にあり、地方はかつてない過疎・高齢化という困難な問題に直面している。活字離れによるリテラシー（読み書き能力、教養・常識）の低下も深刻である。国際社会で確固たる地位を保ち、地域を活性化し、リテラシーを高めるには幅広い分野の情報がこれまで以上に重要になってくる。

特に地方において、新聞は、行政サービスや議会の動き、住民団体の取り組み、地域課題、暮らし情報など幅広い分野を細かく伝え、住民生活の質的向上や生活支援に大きな役割を果たしている。地方のあり方が問い直されている中で、その役割は増してくるものと思われる。さらに地域に張りめぐらされた販売所ネットワーク（宅配網）によって、子どもや高齢者の見守り活動を担う安心・安全な地域づくりの機能も担っている。

こうした中、政府は来年以降、消費税率の引き上げを予定している。課税強化で購読料負担が増せば、経済的理由で新聞を読めなくなる人が増える懸念がある。欧州の大半の先進国は新聞などを「民主主義の公共財」と位置付け、「知識に課税せず」を基本にゼロ税率や軽減税率を適用して、国民の知る権利に込めている。民主主義の主役は地域住民である。わが国および地域がさらに発展するためには、世界に誇る戸別宅配制度を維持し、住民が気軽に新聞を読める社会が続くことが欠かせない。

よって、下記の事項の実現を強く要望する。

記、1. 消費増税に際し、複数税率を導入すること。1. 新聞への軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

昭和25年12月20日、鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。あて先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 新藤義孝様、経済産業大臣 茂木敏充様、衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 山崎正昭様であります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） ただいまのところ日時平成25年ということに訂正してください。

これから、発議案第8号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって発議案第8号は、原案のとおり決定しました。

日程第25 発議案第9号

○議長（野口 俊明君） 日程第25、発議案第9号 特定秘密保護法の施行中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。 提出者 大森 正治君。

○提出者（7番 大森 正治君） はい。特定秘密保護法の施行中止を求める意見書の提出の提案理由を述べたいと思います。

12月6日深夜、特定秘密保護法は、その内容面でも審議過程でも大きな問題点を残して成立、強行させられました。

そもそもこの秘密保護に関しては、公務員法や、自衛隊法など法制は十分に整

備され、特定秘密保護法のような新たな法律は必要ありません。しかも特定秘密保護法は、憲法に反する様々な問題点をもった法律であります。秘密の範囲が広範かつ曖昧で、何が秘密かも秘密にされるという大変な問題があります。

秘密を漏えいした公務員には10年以下の懲役という厳罰が課されます。秘密と知らないまま秘密に近づけば、報道機関や一般国民までもが厳しく処罰されます。そうなればジャーナリストは、取材報道の自由が奪われ、国民の知る権利もなくなってしまいます。

例えば国民の大きな関心事である原発事故や米軍基地などに関する情報も特定秘密のペールに包まれたまま闇に葬られてしまいます。民主主義社会を支えるのは情報です。政府にとって都合の悪い情報が秘密にされれば、日本の民主主義は破壊されてしまうこととなります。しかも何が秘密かも秘密であるため、裁判にかけられて判決が出ても理由がはっきりしないまま処罰されるという恐ろしいことが起こりかねません。

また、何をしたら処罰されるかが不明確であるため、憲法にうたう罪刑法定主義、この意味はどんな行為が犯罪となり、どんな刑罰を科せられるのかをあらかじめ法律で定めておかなければならないとする原則であります。この罪刑法定主義に反するという問題があります。そして国権の最高機関である国会の国政調査権、国会議員の質問権が侵されることも重大です。そうなれば、外交防衛に関する重要事項が議論できなくなり、国会の役割が全く形骸化されてしまいます。

その他、もろもろの問題も抱えていますが、このように国民の知る権利や報道、表現の自由を侵し、民主主義を破壊する恐れの高い秘密保護法であるにも関わらず、審議が不十分なまま政府与党は、数の論理で強行採決に次ぐ、強行採決によって成立させてしまいました。

一方、多くの国民、そして日弁連、日本ペンクラブ、ジャーナリスト、学者、刑事法研究者、劇団などなど秘密保護法案に反対する世論は短期間のうちに急速に高まっていきました。たとえば、これらの中には、映画監督の山田洋次さんや、宮崎駿さん、俳優の吉永小百合さんや藤原紀香さん、そしてノーベル物理学賞を受賞した益川敏英さんなどなど、多くの著名人が名を連ねておられます。そして元自民党の幹事長でもあった野中広務さんは、法案審議中の11月17日の講演でこう話しておられます。

ちょっと長くなるかもしれませんが聞いてください。

要旨ですけれども、野中さんはこういうふうに言っておられます。「今戦争の足音が聞こえてくると言っても過言ではありません。姑息な政治が行われている。秘

密保護法案が、与党と野党の一部との修正協議で衆議院を通過しようとしている。我々が恐れた昔の大政翼賛会のようなものです。そりゃあ恐ろしいことです。憲法改正特に9条改正への道をひた走っているということをもっと真剣に考えなければなりません。何故、秘密保護法があるのですか。秘密を国民から目の届かないところに隠してしまうということじゃないですか。国民の知る権利、報道の自由を配慮するといったところで、それを防げるというのですか。いつ、誰が、秘密保護法の犠牲になるか分からない。日本は戦争しない、戦争に組まないということを厳粛に培う国にしていかなくてはいけないのです。この国が近隣諸国と手を携えて平和の道に向かっていくことを真剣に考える政治家を少しでも応援していくことが、戦争への道を止めることにつながると思うのです」というふうな話をしておられます。

特定秘密保護法は成立しましたが、この撤廃を求める声は、成立後も強まっております。私たち議会人も国民の基本的な人権を侵し、日本の民主主義を危うくするような法律を認めるわけにはいきません。

そのため特定秘密保護法の撤廃を求めつつも、まずは1年以内に予定されている施行を中止するよう求めるものであります。

以上の理由により、特定秘密保護法の施行中止を求める意見書の提出を提案するのであります。

意見書の案は別紙のとおりでございますので、読んでください。どうか、皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） これから発議案第9号 特定秘密保護法の施行中止を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 先ほど提案理由のなかで、特定秘密保護法についてさまざまな問題点があり、国民の知る権利や行動、表現の自由を制限する法律で運用の仕方を間違えば、日本の民主主義を危うくする危険な法律だと指摘がありました。危険の度合いということもありますが、基本的に私も大森議員がおっしゃるとおりだと思っています。世界が真に平和であるならこのような法律は、不用であると思います。しかし現実には、中国の軍拡や北朝鮮の核開発など日本の周辺は、決して平和ではありません。特に中国では、国内のさまざまな矛盾を無理やり抑えるため、ここ20年ほど愛国主義に名を借りた一方的な反日教育が行われています。

その結果、本来日本の固有の領土である尖閣諸島の領有権が大変危うい状況になっています。昨年中国でおきた反日デモの際、暴徒と化した一部中国人により、日系企業が襲撃を受け、店舗や工場が多数燃やされ破壊されたことは記憶に新しいところですが、その損害額は、およそ100億円におよぶとも言われています。中国の軍事予算は、日本の2倍もあり、兵器の近代化も進められています。尖閣周辺海域での日本に対するさまざまな挑発行為、民間航空機の飛行を危うくする一方的な防空識別圏の設定、あるいは中国の国内問題として、チベットやウイグル族への過酷な弾圧、虐殺、それらを隠ぺいする共産党政府による情報統制、中国国民への言論規制、それら非民主的、反平和的行為がまかり通っている今の中国ではそれこそ戦前の日本がそうだったように、いつ中国の軍部が暴走するか分からない危険な状況にあるのではないのでしょうか。

特定秘密保護法は、中国や北朝鮮の暴走行為を抑止し、無用な武力衝突を招かないためにも日本の同盟国との一定の情報を共有する上で、やむなく必要なことと私は感じています。

そこで、提案者である大森議員にお尋ねするのですが、中国や北朝鮮の軍事的脅威をどのように認識しておられるか。

2点目として、中国・北朝鮮を暴走させないためにも、どのような手立てが必要だと考えておられるか、以上2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 提出者 7番 大森 正治君。

○提出者（7番 大森 正治君） 私もですね、北朝鮮の国家体制、非常に独裁体制であればあるまじき国家だろうというふうに思っています。

本当に正しくない民主国家にいかなければならないにも関わらず、ああいう体制は決して許すことができないというふうに思っています。それから中国に対しましても、さまざまな問題が出ておりますが、これも非常に問題であるというふうに考えております。尖閣諸島につきましても、自分の領土だと言い張っておりますから、これは明らかに歴史的にも法的にも日本保有の領土だということがありますので、それを中国が1970年代ですか、地下資源が眠っているからということが大きな理由なのかもしれませんが、領有権を主張しだした。これは大きな問題があると思っています。

じゃあこういう国に対して日本はどうすれないのかということですけども、力にくるなら力でやれっていうのではなくて、やはりそれをやってしまったらもう最後ですので、あくまでもここは外交努力、話し合いを進めるべきだと思います。国際紛争は武力によらないで話し合って解決するべきだという国連の趣旨も

あるわけですから、そして日本国憲法の基本もそうであるわけですから、ここはしっかり外交努力を模索していく、そういうふうにしなければならないじゃないかと思っています。決して武力による解決では解決になりません。ことを荒げるだけですから、力による外交ではなくて、やはり平和的に粘り強く話し合いによる外交を進めるべきだろうというふうに思っています。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 私も話し合いで解決できるところは話し合いで解決してもらいたいと思っていますが、問題は話し合いが本当に通じる今の中国なのかと、さっきも言いましたように国民全てに反日教育がなされているとそういう状況の中で、冷静に合理的な判断を中国政府がした場合にですね、それは日本に対しての弱腰だと国民のほうから政府に対して非難が起こるとというのが今の中国の状況じゃないでしょうか。日本から武力で問題解決することは、基本的にはないと思います。問題は、中国や北朝鮮が日本に対して、武力をもって脅迫的な行為をしてきたときにどう対応できるかだと思うんですけど、その点についての考えはどうですか。

○提出者（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○提出者（7番 大森 正治君） 近藤議員は、仮の話をされていますけども、それが怖いんですよ。もしやってきたらということ、無いようなそういう国際環境、隣国との関係を作ることに精一杯努力すべきだというふうに思うんですよ。もう今のような考えだと力と力のぶつかり合いで、軍事力の増強しかないわけですから、それはもう先の2つの世界大戦で人類が得た教訓だろうと思います。徹底した話し合いをすべきですし、またそれは例え北朝鮮であろうと中国であろうと、可能だろうというふうに私は考えたいです。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 8番 杉谷 洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 先ほど2人の議論を聞いておりましたら、確かに大森さんの論は何か、不安感を不安感を国民にあおっていくという、私はそれ他聞こえません。ただそのやっぱり国際間といたらですね、話し合いをしましょう、話し合いを、じゃあいつまで話し合いをするんですか。先ほど近藤議員も言ったように、本当中国の教育が凄く偏っておりますし、国際防空識別圏なんて、これなんかも一方的に決めとるじゃないですか。そういうことをね、じゃあ日本が、

我々がじゃあそういうことはだめですと。戦争をしていくわけではないですけど、やっぱりそれはアメリカ、あるいはそういうところとですね、お互いの共有しながら、そういうことをしながらしていかなければ、じゃあ日本だけで外交言ってもね、それは理論は何か聞いておれば大変良さそうなお話なんですけど、私からすればかえってそのほうが怖いかなというふうに思います。

だから私は、その今アメリカと一緒にいろいろやっておりますけど。（「質疑だよ」という声あり）今、質疑だわ。だからそれで本当にアメリカと、そういうことで秘密条例の中で、物事を共有していくということはどうなんでしょう。大森さん、もう1回お答えください。それが私が今言ったことが、大森さんはどう思われますか。私の言ったこと。

○提出者（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○提出者（7番 大森 正治君） 質問の趣旨がちょっとよく分からないんですが。秘密をお互いに共有し合うことが必要じゃないかと、アメリカと一緒にやっていると、そのためには秘密を共有する、そのためにこの特定秘密保護法はできたんじゃないかということが言いたいわけですか。いや、ちょっとどうなんですか、ちょっとはっきりしませんのでもう一度。

○議長（野口 俊明君） 杉谷 洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） だからそういうことは、なんか悪い、なんかだめみたいな感じに聞こえるんです。大森さんが言われると。そういうことをやること事態がだめだからもっと国民になんか不安感をあおるような感じになるんですよ。聞こえるんですよ。だから私はね、そういうのはしっかりお互いのね、連携の中できちっとした中で外交というのあらねばならんというふうに思います。ただ話し合い、話し合いとっておったっていつまでこれ話し合いするんですか。はい、ちょっと。

○提出者（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○提出者（7番 大森 正治君） 今ある体制のなかで、アメリカ合衆国と同盟関係結んでおりますから、言っていると思うんですよ。まあ今の日本の状況では秘密を教えられんっていうようなことをアメリカが言うので作るんだとか、アメリカの要請にこたえてこの秘密保護法を作ることになったんだとかいう話を聞きますけれど、私はこの法律、まあ全文、最初から最後まで見たわけじゃないですけども、主なところを見たところでも、秘密がむしろ国内においてはマイナスの方

向に走る可能性が非常に高いというふうに思います。それやっぱり何かというと、民主主義の根幹である情報が公開されなくなる、益々。そのことが一番気がかりです。

そうなれば、まともな論議もできなくなります。政府の都合のいい情報しか出さないとすると。何が真実か。今防衛外交はどうなっているのか。分からなくなるとということが懸念されますよね。別にこれは不安感をあおってるんじゃないくて、その可能性はかなり高いというふうに思いますので、むしろ国内にとっては、我々国民にとっては、マイナスの方向になるというふうに思います。

だからこそ、多くの知識人、役者、法律学者、著名人が反対しているんだろうというふうに思います。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 杉谷 洋一君。

○議員(8番 杉谷 洋一君) やっぱり私はその機密もですね、お互いその、例えば今アメリカと同盟あるわけなんですから、お互い機密度はしっかり守っていかんことには、じゃあなんでもかんでも機密が洩れておったらそのお互いの関係が、亀裂が入ってしまって、ものごとがうまく前に進んでいかんということになるわけです、当然機密はあるわけです、罰則もあるわけです。著名人、著名人っていても、それは一部の人であって、いや日本の全部著名人がこれは反対かといったら、誰もそんなこといってる人、一人もおりませんよ、ということで大森さんどう思われますか。まだ私の言ってること分かりませんか。

○議長(野口 俊明君) 大森 正治君。

○提出者(7番 大森 正治君) えっと、ごめんなさい・・・

○議長(野口 俊明君) 杉谷 洋一君。

○議員(8番 杉谷 洋一君) えーと、ねー、お互い機密を持ってやるということが、私はすごくいいことだと思うんですけど。それでそれは、それを漏らすことはやっぱり日本の国益にもならんことですので、当然こういう機密保護法案というのは厳しくやっていかんと機密が漏れておっただけでは、外交なんというものは、対中国、対北朝鮮というのは無理じゃないでしょうか。

○議長(野口 俊明君) 大森 正治君。

○提出者(7番 大森 正治君) 実際に秘密が漏れて非常に国益を損なうということが、過去にあったかどうかということやそういう事実をみないけんと思いますよね。聞くところによりますと過去5件ほどあったといいますけれど、この中には毎日新聞の西山記者という記者が、沖縄のアメリカとの、沖縄に関してのアメ

リカの密約についてこれを情報を出したということで処罰されたんですが、あれは国にとってみれば、かえって必要な情報でなかったかということも言われておりますしね。それぐらいであと大きな国益を損なうような秘密が洩れて国益を損なうような犯罪はなかったということが言われておりますから、今の法律体制の中で十分いけると思っています。

[「もう1回、すみません」と呼ぶ者あり]

- 議長(野口 俊明君) 一応3回となりました。
- 議員(13番 岩井 美保子君) 議長、13番。
- 議長(野口 俊明君) 13番 岩井 美保子君。
- 議員(13番 岩井 美保子君) 大森さんに質問いたします。これは大森議員が、自身が作られた文書ですよ。そういたしますと、1点だけ。大森議員は特定秘密のベールということを書いていらっしゃるんですが、この特定秘密というのはどのような秘密を考えておられますでしょうか。
- 議長(野口 俊明君) 大森 正治君。
- 提出者(7番 大森 正治君) どのような秘密？何が秘密かが秘密だっていうので、分からないんですよ。大まかに言えば外交だとか防衛関係だとか、それからテロ、もう一つありましたよね、害するようなこと、4項目あるようですけども、それがおおざっぱにくるんであるだけで、どの情報を洩らしたら、どの秘密を洩らしたら犯罪になることか、全然分からんわけですからね、そこが大きな問題だということで、それがここで言う特定秘密のベールという表現をしています。
- 議員(13番 岩井 美保子君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 岩井 美保子君。
- 議員(13番 岩井 美保子君) 重ねて質問いたします。とても大事なことを今言われましたですが、いろいろな、なんでもないことを秘密にするわけがないでしょう。やはり重大なことを秘密にするわけですから、大山町においても秘密会があります。そんなようなもんで、どこにもあるもんですから、大事にせないけんことだと思ひまして、秘密っていうのを。思っています。ですから特定秘密のベールって言われるのを大森議員がどのようかって言いましたら、いろんなことを言われたんですけども、その中でとても大事なこといっぱいあると思います。それをなんでもかんでも特定秘密にするんですか。それじゃないでしょう、どうでしょう。
- 議長(野口 俊明君) 大森 正治君。
- 提出者(7番 大森 正治君) 今も41万件だとか42万件とかという秘密情報が

あるといいますけれど、それらがね、どういうのが秘密か分からんっていうのが怖いんです。知らないうちに取材をしたり、調べていったらそれが秘密であったためにそれをふれたということで処罰もされるということが起こるかもしれないというのが言われてるんですね。そこが怖いんですよ。

○議長(野口 俊明君) 岩井議員いいですか。岩井議員いいですか。岩井議員いいですか。岩井 美保子君。

○議員(13番 岩井 美保子君) はい、じゃあ、3回目です。

○議長(野口 俊明君) はい、岩井 美保子君。

○議員(13番 岩井 美保子君) かもしれないということをおっしゃったんですが、かもしれないじゃ私納得ができないんですけど、どうでしょう。

○議長(野口 俊明君) 大森 正治君。

○提出者(7番 大森 正治君) そのね、これからのことですからかもしれないとしか言いようがなく、かもしれないものは、やっぱり避けるべきだというふうに思うんです。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑は。

○議員(6番 米本 隆記君) 議長、6番。

○議長(野口 俊明君) 6番 米本 隆記君。

○議員(6番 米本 隆記君) 質疑ですので、質疑らしくしたいと思います。

実は、残念ながら今日もらったこの発議案、前回ちょっとこの意見書提出についてってところにもう1枚趣旨がついていたんですけども、その趣旨のなかに大森議員が出されたときに5つのこういったことがおかしいということが、趣旨書、持っておられる方見てください。1、2、3とか○で書いてあると思うです。最後に「など」というふうにありますけども、私はやっぱり末端の地方議会の議員でありますので、法律がいけんということであればどこの条文のどこの明記が悪くて、こういった表現だからこうだということをしちっと説明をお願いしたいと思います。

○議長(野口 俊明君) 大森 正治君。

○提出者(7番 大森 正治君) 条文をいちいち説明せよということですけども、ここでは国会ではありませんのでね、いろいろあるわけですが、例えばこの間の石破発言がありましたよね、デモによって威嚇するようなことはテロにもなると、いうふうな話がありました。それはこういうところからいやなのか、あれはただ口が滑ってミスだったということではなくて本音が出たのかな、その部分の条文のなかに秘密、適正評価として、そのなかの特定有害活動というのがあります。

が、その中にですね、はぐっていきますと公になっていない情報、ちょっと長くなるとわからなくなりますから大事な部分だけ、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの、及びテロリズム、とあってそのテロリズムの規定が政治上その他の主義、主張に基づき国家他人にこれを強要し、ここの部分を石破さんは言ったんじゃないかなと思うんですけどね。または重要な施設、その他のものを破壊するための活動というようなことがあるんですが、まあ一つの例を出せばそういうところも大いに問題がある。議論をまだまだ続けなければならない余地があったところだというふうに思います。

そのほか、罰則のところでもね、これは罰則ですけども、今まで以上に重いですよね。公務員は5年以下だったでか、それが10年以下だというふうにもなる、それが未遂でも、過失によっても重罰があるという規定もあります。

まあまた後でゆっくり条文を話しながらやりましょう。ここでは一つの例を出しておきます。

○議員(6番 米本 隆記君) 議長、6番。

○議長(野口 俊明君) 6番 米本 隆記君。

○議員(6番 米本 隆記君) いや、これ大事なところなんですよ。先ほど大森議員が、この意見書の提出者でありながら、法律全体の全文見てないと言っておられました。わずか25条で、附則が自衛隊法、警察だったかな、というところが載って35ページほどの条文ですわ、全体で。これを読んでない、読んでないけども、この法律は駄目ですということだと私は思っています。

端的に言わせてもらって、この中の条文の中で、大森議員がおっしゃってる法の施行中止を求めておられますけども、これの根本になるのは、先ほどるる言われましたけども、これは一般的に新聞とかいろんなことが情報のなかで、報道されているような内容の総括されておりますけども、実際にこの条文は先ほど言われた、再度確認しますが、条文は見ておられないんですね。

○提出者(7番 大森 正治君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 大森 正治君

○提出者(7番 大森 正治君) それに関わる部分は見えますよ。その他も言いますか。私が言ったのは、最初から最後までしっかり読んで精査したっていう意味ではなくて、これは問題だなと思うような条文についてはもちろん読んでおります。そこまでおっしゃるから、さらに言いますとね、例えば第24条にあるんですが、第22条第1項又は前条第1項に規定する行為の遂行を共謀、教唆、煽動

した者は、5年以下の懲役に処するというのもあるわけですよ。話、相談しただけで罰せられるとか。それからそそのかしたり、あおったりしただけでも懲役になるというふうな恐れがあるわけですから、こういうところをみてもこの秘密保護法の問題点はおおいにあるなというふうに思いますし、それから防衛に関する事項なんかでも、武器とか弾薬とか航空機などのことも秘密だと、そして、その他の防衛のように供するものの種類、進んでおるといふふうにその他に部分というのはかなりあって、もうこれその他によって、もうほとんど全部政府の考えによって秘密にされるということも大いに問題にされているようですし。まあそういうようなところでいいでしょうか。

[「はい、よく分かりました」と呼ぶ者あり]

○議員(6番 米本 隆記君) 議長、6番。

○議長(野口 俊明君) 米本 隆記君。

○議員(6番 米本 隆記君) ちょっと認識的に違うと思いますけども、この特定機密保護法の中にですね、まず書いてあるのが、国民の生命を脅かす行為ということがうたってあると思います。これは間違いないと思うんですが。それでその重文をずっと読んでいますと、最終的にはテロリストとか暴徒、つまり何て言いますか暴徒ですね、よく言われる、何かのことで国民を傷つけるというようなことがだいたいこれが処罰の対象になるというふうに書かれておりますけど、そういったところをご存じだったのでしょうか。ただ単にこの内容が国民一人一人全員に合致するというふうに言われておりますけども、そういったところについては検討はされてなかったのでしょうか。

○議長(野口 俊明君) 大森 正治君。

○提出者(7番 大森 正治君) 今のような点もあるとは思いますが、やはり一番の重要なところを考えなきゃいけないと思います。それは、何が秘密であるかが分からないという、ここの部分ですよ。これによって、本当に知る権利、その前の報道の自由、取材の自由、これが侵されるというところがあるわけですから、そこを私は大いに問題にしたいと思っています。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 9 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって発議案第 9 号は、否決されました。

ここで休憩いたします。

午後 2 時 7 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

日程第 26 議会基本条例調査特別委員会の中間報告について

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。静かにしてください、再開いたします。

日程第 26、議会基本条例調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。議会基本条例調査特別委員会が調査中の議会基本条例の件について中間報告をいたしたいとの申し出があります。これを認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例の件について、委員会の中間報告を求めることに決定しました。

議会基本条例調査特別委員長 岡田 聰君。

○議会基本条例調査特別委員長（岡田 聰君） はい、議長。

議会基本条例調査特別委員会中間報告書をいたします。

平成 25 年 6 月 28 日に設置された当特別委員会は、25 年 8 月 8 日の委員会において、議員一人一人が基本条例について理解を深めるため、視察調査や研修会を開催することに決定し、視察調査や勉強会等実施してきました。

平成 25 年 12 月 17 日特別委員会を開催し、意見交換並びに協議を行った。意見交換では基本条例を制定する方向で進める意見、条例に縛られてしまうことを危惧する意見、議会改革と住民意識間の乖離を心配する意見、十分な理解が必要ななどの意見が出されました。

委員会では最終的に今後の方向性と進め方などについて諮り、一定の方向並びに進め方を集約したので、調査の経過と合わせ報告します。

記、1. 委員会の今後の方向。(1) 特別委員会は今後、議会基本条例を制定する方向で、一条ずつを具体的集中的に調査研究を行う。

2. 調査の経過。(1) 行政視察、調査名「議会改革と議会基本条例」について。視察日 平成 25 年 10 月 15 日。視察地 北海道夕張郡栗山町。視察内容 栗山町における議会改革の背景。この内容は、先ほど議会行政視察調査報告の中で申し述べましたので、割愛させていただきます。

なお、議会のホームページには全文載せますので、よろしくお願いいたします。

(2) 勉強会 講演の題名「議会基本条例と議会の活性化」。開催日平成 25 年 11 月 22 日。場所 大山町議会図書室。講師 鳥取大学地域学部地域政策学科教授永山正男氏。内容、①議会基本条例の誕生の契機、議会と首長、首長優位の二代表制などの解説を受けた。② 議会基本条例とは、「自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の付託に応じて、優れた町を作るために、議会運営の理念・理念を具現化する制度・その制度を作動させるための原則などを定めた条例で、当該自治体レベルの議会運営に関する最高規範として位置づけたもの」などの解説と、議会改革への提案などの講義を受けた。

(3) 研修会。研修会名 鳥取県町村議会議員研修会。講演の題名「住民自治の進展と新しい議会の役割と課題」。開催日 平成 25 年 11 月 25 日。場所 大栄農村環境改善センター。講師 山梨学院大学法学部政治行政学科教授 江藤俊昭氏。内容は、① 議会基本条例の意義、議会改革を進めていても、議会基本条例がないと次期選挙で議員構成が変わって改革が分からなくなる。議会の規範となる議会基本条例により、議会改革の集大成としての到達点を明示することが必要、構成要素（何を規定するか）②地域経営を担う議会の活動視点 - 自治基本条例と議会基本条例・地域経営の軸が総合計画であり、地域経営のルールが自治基本条例と議会基本条例である。③ 新しい政策サイクル - 自治基本条例・議会基本条例を使いこなす、などの講義を受けた。以上で中間報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これで、議会基本条例調査特別委員会の中間報告についてを終わります。

日程第 27 閉会中の継続審査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 27、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しています申出書のとおり、陳情第 11 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、陳情第 11 号について、閉会中の継

続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議がありますので、起立によって採決します。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、陳情第 11 号について、閉会中の継続審査とすることにご賛成の方の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって陳情第 11 号は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 28 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 28、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 29 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 29、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 30 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 30、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査につ

いてを議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 31 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 31、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 32 閉会中の継続調査について（議会基本条例調査特別委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 32、議会基本条例調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会基本条例調査特別委員長から、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 33 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 33、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成 25 年第 9 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（小谷正寿君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午後 2 時 27 分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 岩井 美保子

署名議員 岡田 聰